

ぶんきょうの環境

平成 16 年度版（平成 15 年度 事業内容）



平成 16 年 8 月

文京区

目 次

総 説

1. 文京区の概要	1
(1) 自然的背景	1
(2) 歴史的背景	1
(3) 人口推移	1
(4) 産 業	1
(5) 道 路	1
2. 環境行政のあらまし	2
(1) 事業概要	2
(2) 主な事業	3

苦情の現状

1. 苦情処理の考え方	6
2. 受付の状況	6
3. 処理の状況	6
4. 空き地の管理	6

大気汚染の現状と対策

1. 大気汚染の現状	8
2. 大気汚染調査の概要	8
(1) 常時測定	8
(2) 大気汚染環境調査	8
3. 常時測定結果	8
(1) 窒素酸化物	8
(2) オキシダント(Ox)	13
(3) 浮遊粒子状物質(SPM)	15
(4) 二酸化硫黄(SO ₂)	17
(5) 一酸化炭素(CO)	19
4. 環境調査結果	21
(1) 二酸化窒素環境調査	21
(2) 交差点環境調査	23
(3) 酸性雨調査	27

5. 大気汚染対策	28
(1) 窒素酸化物対策	28
(2) オキシダント対策	28
(3) 浮遊粒子状物質対策	28
(4) 二酸化硫黄	28
(5) 一酸化炭素	29
(6) その他の大気汚染物質	29

神田川の水質

1. 神田川の概略	30
2. 水質調査	30
(1) 定期水質調査	30
(2) 神田川水系合同水質調査	31

自動車騒音と振動

1. 騒音と振動の現状	36
2. 防止対策	36

公害防止のための規制指導

1. 騒音・振動規制法に基づく規制・指導	37
(1) 特定施設	37
(2) 特定建設作業	37
2. 東京都環境確保条例に基づく規制・指導	38
(1) 工場	38
(2) 指定作業場	38
(3) 指定建設作業	38
(4) アスベスト飛散防止対策	38
(5) 深夜営業騒音の禁止	38
(6) 日常生活	38
3. 化学物質の適正管理	38
4. 地盤沈下対策	38

その他の環境対策

1. 光化学スモッグ対策	41
(1) 光化学スモッグ緊急時の連絡体制	41
(2) 発令状況	41
2. 啓発・広報活動	44
(1) 「ぶんきょうの環境」の発行	44
(2) 「公害のしおり」の作成	44
(3) 区の広報紙等による PR	44
(4) ポスターコンクール	44
(5) 環境月間推進事業	44
(6) 環境学習	44
(7) 歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発事業	45
3. 東京都環境影響評価条例	46
(1) 条例の目的	46
(2) 主な特色	46
(3) 対象事業	46
4. 環境基本計画	47
(1) 環境基本計画の構成	47
(2) 基本理念	47
(3) 望ましい環境像	47
(4) 10 の重点施策の推進	47
(5) 環境ネットワーク会議から環境ネットワーク・ 文京の設立へ	47
(6) 環境保全リーダーフォローアップ講座 ...	48
5. 低公害車	48
6. 土壌汚染	48

資 料

1. 大 気	49
(1) 環境基準（環境基本法）	49
(2) 燃料規制基準（東京都環境確保条例）	50
(3) アスベスト（石綿）	50
(4) ダイオキシン類の環境基準	51
(5) 排出ガスのダイオキシン類排出基準	51
(6) 排水のダイオキシン類排出基準	51
(7) ダイオキシン類に係わる指定物質排出施設と	

指定物質抑制基準（大気汚染防止法）	52
-------------------------	----

(8) 小型焼却炉に係わるばいじん及び ダイオキシン類排出抑制指導要綱 （東京都環境確保条例）	52
(9) 有害ガス規制基準（東京都環境確保条例）	53
2. 水 質	54
(1) 環境基準（環境基本法）	54
3. 騒 音	57
(1) 環境基準（環境基本法）	57
(2) 特定工場規制基準（騒音規制法）	57
(3) 工場・指定作業場の規制基準 （東京都環境確保条例）	58
(4) 日常生活に適用する規制基準 （東京都環境確保条例）	59
(5) 特定建設作業勧告基準（騒音規制法）	60
(6) 指定建設作業勧告基準 （東京都環境確保条例）	61
(7) 自動車騒音要請限度（騒音規制法）	62
4. 振 動	63
(1) 特定工場等の規制基準（振動規制法） ...	63
(2) 工場等の規制基準（東京都環境確保条例） ...	63
(3) 道路交通振動要請限度（振動規制法） ...	63
(4) 特定建設作業勧告基準（振動規制法） ...	64
(5) 指定建設作業勧告基準 （東京都環境確保条例）	65
5. 土 壌	66
土壌の汚染に係る環境基準（環境基本法） ...	66
6. 地盤沈下	67
(1) 建築用地下水揚水規制 （建築用地下水の採取の規制に関する法律） ...	67
(2) 地下水揚水規制（東京都環境確保条例） ...	67
7. 深夜営業	67
深夜営業規則（東京都環境確保条例）	67
索 引	68

総 説

1. 文京区の概要

(1) 自然的背景

文京区は、東京 23 区のほぼ中央に位置しており、南部は神田川をへだてて千代田区、東部は台東区、北東部は荒川区、北部は北区、北西部から西部にかけて豊島区、さらに南西部は新宿区に接している。

面積は約 11.31K m²、周囲は約 21Km、南北約 4 Km、東西約 5 Km である。

文京区は、下町とよばれる沖積低地と、山の手とよばれる武蔵野台地の接点に位置し、五つの台地と五つの低地により構成されている。この台地と低地との間は、由緒ある多くの坂が分布し団子坂など名のある坂は 100 をこえる。台地はおおむね住宅地であり、低地は商工住の混在した地域となっている。

(2) 歴史的背景

江戸時代になると、武家・大名の屋敷町として、また寺社の町として栄えた。そして、その跡地は、現在でも比較的緑に恵まれた地域として、文京区の豊かな環境づくりの基盤となっている。

明治・大正期に入ると都心の近代化が進み、学校群が作られた。そして、文人・学者が多く居住する町となり、今日の文教の町が形成されたといえる。

(3) 人口推移

文京区の人口推移をみると、明治初期に 8 万人程度であったが、関東大震災を経ながらも発展を続け、昭和 15 年には 30 万人に達したが、第二次世界大戦の戦火によって、昭和 20 年には 9 万 2 千人まで激減した。昭和 38 年には戦後のピークである 25 万 9 千人までになった。このときを境として人口はドーナツ化現象の影響を受けはじめ、年々減少したが、平成 11 年からは再び増加しはじめた。

また、平成 12 年の昼間人口は 342,603 人、夜間人口は 175,872 人で、昼夜間人口比は 200% となり、ややオフィス化している。なお、平成 16 年 4 月 1 日現在の人口は 176,033 人となっている。

(4) 産 業

文京区の用途地域の分布をみると、住居地域（住居専用地域を含む）が区全体のほぼ 6 割を占め、つづいて商業地域（近隣商業を含む）、準工業地域となっている。

工業面では、区内工場の 74.9% を印刷製本同関連産業が占め、しかも、その多くが後楽・小石川・白山・水道・関口地区に集中しており、文京区の文化産業の町としての特色を示している。しかし、これらの工場はほとんどが小規模企業であり、加えて、工場が住宅・商店と混在しているため、騒音・振動・悪臭などの苦情が出やすい形態となっている。

(5) 道 路

文京区には、本郷通り・白山通り・春日通りなどの主要幹線道路が錯綜し、交通量も多い。そして、これによる排出ガスや騒音・振動が起伏に富んでいる地形と相まって、幹線道路の沿道住民に影響を与えている。

2．環境行政のあらまし

(1) 事業概要

環境対策課における環境関係の事業は、法律や都の条例で委任された事務と、区独自に行う事務に大別される。

委任事務としては工場・事業場等の公害発生源に対する規制・指導であり、区独自の事務としては、各種環境調査・環境教室等啓発事業の実施、広報等が主なものである。以下環境対策課における公害関係の事務事業の概略を説明する。

公害発生源対策

ア 工場の設置又は変更の認可及び監査指導

イ 指定作業場（自動車駐車場・洗車場・ガソリンスタンド・材料置場など）の設置・変更届出の受理及び監査指導

ウ 特定工場等（金属加工機械・空気圧縮機・印刷機械など特定施設を有する工場・事業場）の騒音・振動規制及び指導。

エ 特定建設作業（くい打機・びょう打機・さく岩機・空気圧縮機などを使用する作業）の騒音・振動規制及び指導。

オ 商業宣伝その他拡声機の使用制限及び日常生活に伴う騒音・振動などの規制及び指導。

公害にかかわる苦情等の処理

騒音・振動・悪臭などの苦情申立を受けた場合は、ただちにその実態を調査し適切な改善指導を行っている。

啓発広報活動

区民の環境問題意識の高揚を図り、環境保全に対する理解と協力を得るため、環境学習、区報への周知掲載など各種啓発活動に取り組んでいる。

公害関係事故及び緊急時の措置

事故などがあった場合、直ちに現場に行き緊急対応措置を指示するとともに、原因の把握に努め的確な情報を関係機関へ連絡すると同時に公表による注意喚起を行っている。また、光化学スモッグ注意報などの発令時には、速やかに区民への周知を行っている。

相談指導

工場設置認可申請等に係る事前相談、公害防止についての技術的指導、あるいは規制基準のない公害についての相談指導などを行っている。

なお、区内の中小企業者に対する、公害防止の設備改善の融資あっせんは、経済課で行っている。

環境基本計画の推進

平成 11 年 3 月に策定した「文京区環境基本計画」に基づき、区民、事業者、区が協働し、パートナーシップ体制のもとに重点施策を中心とした施策を進めることで、住みよい環境の創造、保全、改善に努めている。

資料提供及び資材の貸出し

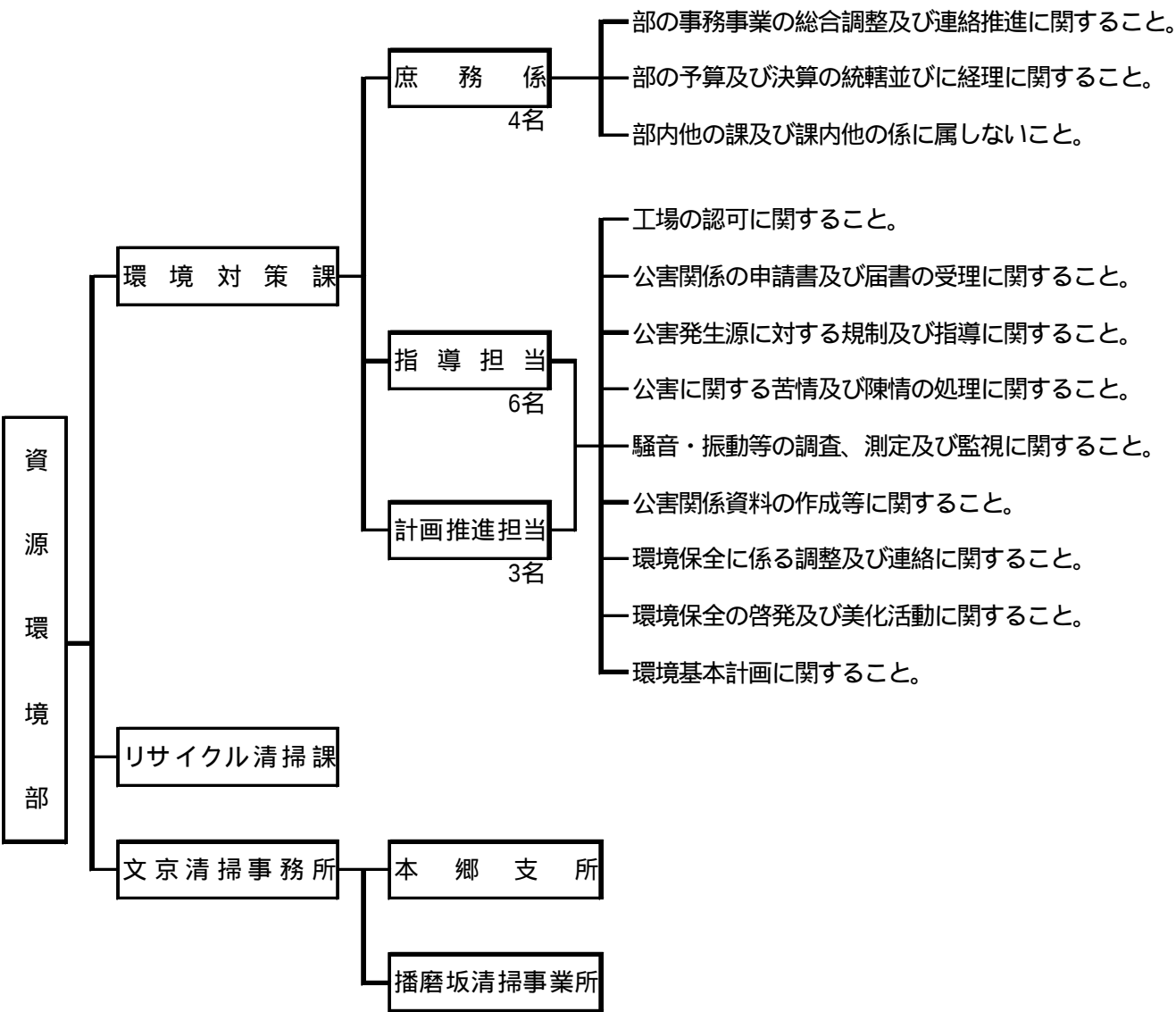
区民が直接騒音公害の実態を把握し、公害に対する理解を深めるための一助として、騒音計等の資材の貸出しを行っている。

(2) 主な事業

年月日	行 事 名	概 要
15. 4. 21)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 本郷5 - 24 - 4
15. 4. 25		道 路 名 - 国道17号(本郷通り)
15. 5. 12)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 白山2 - 26 - 16
15. 5. 16		道 路 名 - 都道301号(白山通り)
15. 5. 20)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
15. 5. 27		調 査 項 目 - 二酸化窒素
15. 5. 24	第1回親子環境教室	テ ー マ - 葉っぱの国の大冒険 参 加 者 - 49人
15. 5. 29	神田川水質調査	採 水 地 点 - 駒塚橋・白鳥橋 調 査 項 目 - DO・BOD・CODなど16項目
15. 6. 2)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 春日2 - 9 - 5
15. 6. 6		道 路 名 - 国道254号(春日通り)
15. 6. 2)	環境保全ポスター区内掲出	原画：平成14年度環境保全ポスターコンクール金賞作品
15. 6. 9		
15. 6. 9)	環境月間ポスター区内掲出	環境月間事業(展示会・環境講座等)のPRポスター
15. 6. 16		
15. 6. 27)	環境月間事業 環境展示会	区内の環境団体、企業、学校、行政のパートナーシップ活動事例を紹介する展示会を開催した。
15. 6. 28	環境月間事業 環境実習「市内エコ探検」	総合的学習の一環として、小中学生が市内の雨水利用や屋上緑化など環境配慮施設の見学を行った。
15. 6. 28	環境月間事業 環境実習 「東京ドーム周辺のエコ探検」	東京ドームの中水道施設その他の環境に関連するスポットを見学した。
15. 6. 28	環境月間事業 環境実習 「楽しく学んで得するエコ・クッキング」	普段は捨てられてしまう食材の有効活用と省エネ調理方法など、台所から地球環境を考える講義と調理実習を行った。
15. 7. 7)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
15. 7. 14		調 査 項 目 - 二酸化窒素
15. 7. 12	第2回親子環境教室	テ ー マ - ペットボトルロケットを飛ばそう 参 加 者 - 33人
15. 9. 11	神田川水質調査	採 水 地 点 - 駒塚橋・白鳥橋 調 査 項 目 - DO・BOD・CODなど16項目
15. 9. 20	第3回親子環境教室	テ ー マ - コウモリ観察 参 加 者 - 29人
15. 9. 22)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
15. 9. 29		調 査 項 目 - 二酸化窒素
15. 10. 20)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 白山5 - 18 - 12
15. 10. 24		道 路 名 - 国道17号(旧白山通り)
15. 10. 21	環境保全ポスターコンクール 審査会	内 容 - 環境保全の意識の普及のため、区内中学校生徒からの 作品を募集し、入選作品を選定した。 応募者数 158名 ・ 入選者数 52名
15. 10. 25	環境教室	テ ー マ - リサイクル工作 参 加 者 - 300人(エコリサイクルフェア会場において)
15. 10. 25	環境保全リーダー フォローアップ講座	テ ー マ - 環境教室 講 師 - 環境対策課職員
15. 11. 4)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
15. 11. 11		調 査 項 目 - 二酸化窒素

年月日	行 事 名	概 要
15.11.6	神田川水質調査	採 水 地 点 - 駒塚橋・白鳥橋 調 査 項 目 - DO・BOD・CODなど16項目
15.11.17)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 音羽1-22-14
15.11.21		道 路 名 - 都道435号(音羽通り)
15.12.2)	二酸化窒素環境調査	調 査 地 点 - 区内全域93ヶ所
15.12.9		調 査 項 目 - 二酸化窒素
15.12.8)	公害防止ポスターの区内掲出	原画：平成15年度環境保全ポスターコンクール金賞作品
15.12.15		
15.12.13)	環境保全ポスターコンクール入選 作品の展示	シビックセンターアートサロン 金、銀、銅賞、佳作の52点の展示
15.12.15		
15.12.15)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 根津1-1-18
15.12.19		道 路 名 - 都道437号(不忍通り)
16.1.9)	環境保全ポスターコンクール入賞 作品の展示	男女平等センターロビー 金、銀、銅賞の8点の展示
16.1.15		
16.1.19)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 本駒込6-25-5
16.1.23		道 路 名 - 都道455号(本郷通り)
16.1.19)	深夜営業騒音実態調査	調 査 地 域 - 本駒込地区
16.1.29		
16.1.27)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
16.2.3		調 査 項 目 - 二酸化窒素
16.2.19	神田川水質調査	採 水 地 点 - 駒塚橋 調 査 項 目 - DO・BOD・CODなど16項目
16.2.23)	自動車騒音・振動調査	測 定 場 所 - 本駒込3-22-4
16.2.27		道 路 名 - 都道455号(本郷通り)
16.3.2)	交差点環境調査	調 査 地 点 - 江戸川橋、目白台二丁目、大塚三丁目、千石一丁目、動坂下 団子坂下、向丘二丁目、天神下、本郷三丁目、春日町、水道橋
16.3.9		調 査 項 目 - 二酸化窒素

第 - 1 図 資源環境部組織図



苦情の現状

1．苦情処理の考え方

区には公害に関する様々な苦情・相談が寄せられる。区では、公害による被害を解消・軽減し、区民の良好な生活環境を守っていくため、個々の事例にきめ細かく対応している。

苦情の解決のためには、被害申立者と対象者の主張を十分に聴取し、現場調査により実態を正確に把握した上で、適切な解決策を図るようにしている。

2．受付の状況

平成15年度に受け付けた苦情件数は102件であった。発生源別でみると、最も多いのが一般(近隣公害)で、次いで建設作業であった。用途地域でみると、商業地域が最も多く、次いで中高層住居地域、近隣商業地域となっている。更に、現象別では、騒音に対する苦情が最も多かった。

なお、公害や環境関係の法律や条例などによる規制・指導が難しい相談も多く寄せられ、5～6月の時期にはカラスやハトに関する相談が多い。

3．処理の状況

区では、苦情の処理に際して原因を究明し、できるだけ早く、申立者、対象者双方の理解が得られるように、公害防止上適切な改善指導を行い解決をはかるよう努力している。苦情の内容はきわめて多様で、解決に至るまで長時間を要するものも多い。

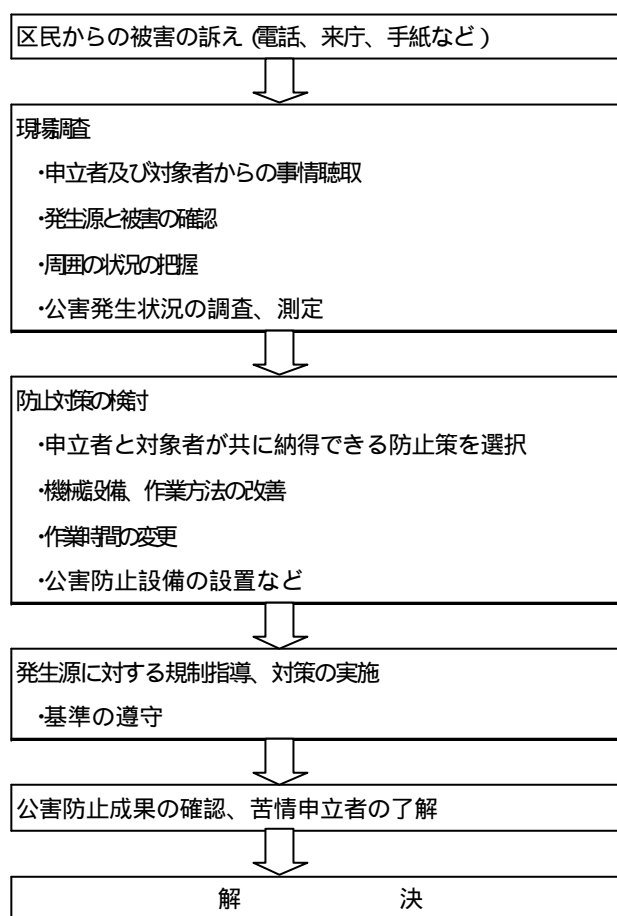
苦情の中で最も多い一般(近隣公害)は、日常的な生活活動に伴い発生するものであり、解決は当事者同士が話し合うことが基本となる。また、建設作業については、建設業者に対し事前に近隣に対し十分な説明を行い騒音や振動をできる限り低くおさえるように指導している。

区では、このような苦情の円滑な解決を図るため仲介者の役割を果たすとともに情報や技術の提供にも務めている。

4．空き地の管理

空き地の雑草対策は、住民からの苦情申し立てにより現場を調査し、空き地の所有者又は管理者に対して除草するよう指導している。

第 - 1 図 苦情処理の流れ



第 - 1 表 苦情各種種別・年度別受付件数

	種 別	15 年 度	14 年 度	13 年 度	12 年 度	11 年 度
発生源別	工 場	5 (4.9)	11 (14.5)	7 (8.4)	9 (14.5)	4 (6.3)
	指 定 作 業 場	6 (5.9)	6 (7.9)	5 (6.0)	3 (4.8)	4 (6.3)
	建 設 作 業	33 (32.4)	22 (28.9)	33 (39.8)	10 (16.1)	16 (25.0)
	一 般	58 (56.9)	37 (48.7)	38 (45.8)	40 (64.5)	40 (62.5)
	計	102 (100.0)	76 (100.0)	83 (100.0)	62 (100.0)	64 (100.0)
用途地域別	低 層 住 居	3 (2.9)	3 (3.9)	5 (6.0)	3 (4.8)	5 (7.8)
	中 高 層 住 居	14 (13.7)	12 (15.8)	13 (15.7)	14 (22.6)	15 (23.4)
	住 居	20 (19.6)	18 (23.7)	16 (19.3)	6 (9.7)	7 (11.0)
	近 隣 商 業	24 (23.5)	15 (19.7)	11 (13.3)	9 (14.5)	10 (15.6)
	商 業	29 (28.4)	18 (23.7)	27 (32.5)	22 (35.5)	16 (25.0)
	準 工 業	12 (11.8)	10 (13.2)	11 (13.3)	8 (12.9)	11 (17.2)
	計	102 (100.0)	76 (100.0)	83 (100.0)	62 (100.0)	64 (100.0)
現象別	ば い 煙	7 (5.9)	12 (13.8)	12 (13.6)	10 (15.9)	12 (18.8)
	粉 じ ん	3 (2.5)	4 (4.6)	5 (5.7)	0 (0.0)	4 (6.3)
	有 害 ガ ス	1 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
	悪 臭	16 (13.6)	19 (21.8)	13 (14.8)	13 (20.6)	13 (20.3)
	汚 水	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	0 (0.0)
	騒 音	59 (50.0)	30 (34.5)	33 (37.5)	21 (33.3)	20 (31.3)
	振 動	20 (16.9)	12 (13.8)	13 (14.8)	4 (6.3)	3 (4.7)
	土 壌 汚 染	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	0 (0.0)
	そ の 他	12 (10.2)	10 (11.5)	11 (12.5)	13 (20.6)	12 (18.8)
	計	118 (100.0)	87 (100.0)	88 (100.0)	63 (100.0)	64 (100.0)

第 - 2 表 発生源別苦情受付状況

現 象 発 生 源 別		ば い 煙	粉 じ ん	ガ ス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土 壌 汚 染	そ の 他	計
工 場	印 刷 関 連				2						2
	金 属 加 工						1				1
	そ の 他						2	1			3
	計	0	0	0	2	0	3	1	0	0	6
指 定 作 業 場	ク リ ー ニ ン グ										0
	そ の 他	4			2						6
	計	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6
建 設 作 業	解 体		2		1		6	6		1	16
	建 設 工 事		1		1		17	5			24
	そ の 他						2				2
	計	0	3	0	2	0	25	11	0	1	42
一 般	空 調 機						6	1			7
	換 気 扇						3	1			4
	カ ラ オ ケ						4				4
	下 水				3						3
	雑 草									8	8
	排 気 ガ ス										0
	そ の 他	3		1	7		18	6		3	38
	計	3	0	1	10	0	31	8	0	11	64
合 計		7	3	1	16	0	59	20	0	12	118

－ 発生源について二現象にわたる場合は、それぞれのカ所に一件数として含める。

大気汚染の現状と対策

1．大気汚染の現状

区では、環境基準の定められている大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等についてシビックセンターと教育センターにおいて自動測定装置を用いて常時測定を行ってきた。

環境基準の定められている大気汚染物質は、比較的、地域において問題になるが、近年、地球全体の大気環境に影響を与え、気象変動などを引き起こすとされる大気汚染が大きな問題となっている。

その一つが地球温暖化現象である。原因となるのは、二酸化炭素、フロン類、メタン、亜酸化窒素、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六ふっ化硫黄）などの温室効果ガスの大気中濃度の増加である。

また、有害な紫外線が地球表面に達するのを防いでいるオゾン層の破壊も大きな問題である。オゾン層破壊の結果、南極ではオゾン濃度が極端に低くなるオゾンホールが発生が毎年観察されている。オゾン層破壊の原因は、冷蔵庫や空調機の冷媒に用いられるフロンガス（CFCとも呼ばれる）や消火剤として用いられるハロンガスなどである。

地球規模の大気汚染の一つに酸性雨の問題がある。酸性雨の原因は、二酸化硫黄や窒素酸化物であり、これらが環境中で硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化し、高い酸性度を示す。

2．大気汚染調査の概要

区では、大気汚染調査のため、シビックセンターと教育センターに自動測定器を設置して常時測定を行うほか、自動車交通量の多い交差点周辺の環境調査、区内全域の二酸化窒素環境調査などを実施してきた。

(1) 常時測定

シビックセンター及び教育センターにおける常時測定項目は、次表の通りである。

< 常時測定項目 >

測定項目	測定地点 シビックセンター	教育センター
二酸化硫黄		○
一酸化炭素	○	
オキシダント		○
一酸化窒素	○	○
二酸化窒素	○	○
浮遊粒子状物質	○	○
風向		○
風速		○
温度		○
湿度		○

○：測定している項目

このほか、東京都は本駒込北寿会館に一般環境大気測定局、大塚三丁目に自動車排出ガス測定局を設置している。

(2) 大気汚染環境調査

区内の大気環境をきめ細かく調べるため、区では各環境調査を行ってきた。測定は主として簡易測定器を用いている。

二酸化窒素環境調査

区内全域を対象に、一般地域と道路に面する地域約 100 地点にフィルターバッジを設置し調査を行った。

交差点環境調査

自動車交通量の多い幹線道路の交差点 11 カ所において、自動車排出ガスの影響を調査するため、フィルターバッジを用いて二酸化窒素の測定を行った。

酸性雨調査

教育センター屋上で降雨を採取し、降水量、pH及び導電率の測定を行った。

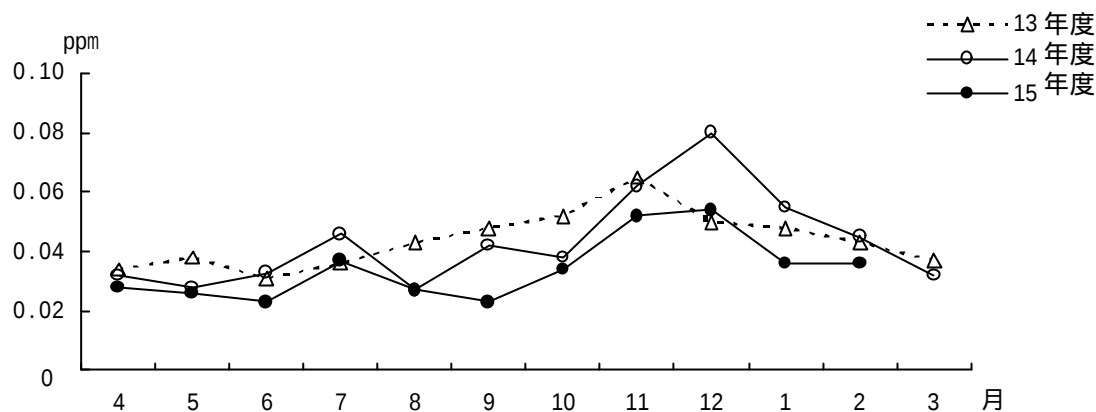
3．常時測定結果

常時測定の結果は、月平均値と経年度変化で示した。

(1) 窒素酸化物

窒素酸化物のうち一酸化窒素と二酸化窒素について測定を行っている。一酸化窒素よりも二酸化窒素の方が毒性が強く、喘息や慢性気管支炎等の呼吸系疾患の原因になるといわれている。測定方式は、シビックセンターはザルツマン方式（湿式）、教育センターは化学発光法（乾式）である。

第 - 1 図 一酸化窒素濃度月平均値(シビックセンター)

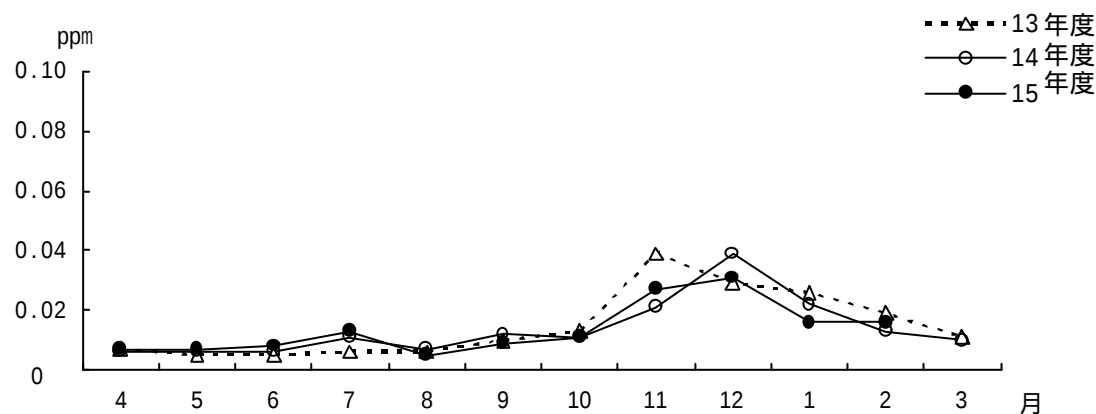


第 - 1 表 一酸化窒素濃度月平均値(シビックセンター)

単位: ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.034	0.038	0.031	0.036	0.043	0.048	0.052	0.065	0.050	0.048	0.043	0.037	0.044
14	0.032	0.028	0.033	0.046	0.027	0.042	0.038	0.062	0.080	0.055	0.045	0.032	0.044
15	0.028	0.026	0.023	0.037	0.027	0.023	0.034	0.052	0.054	0.036	0.036		0.034

第 - 2 図 一酸化窒素濃度月平均値(教育センター)

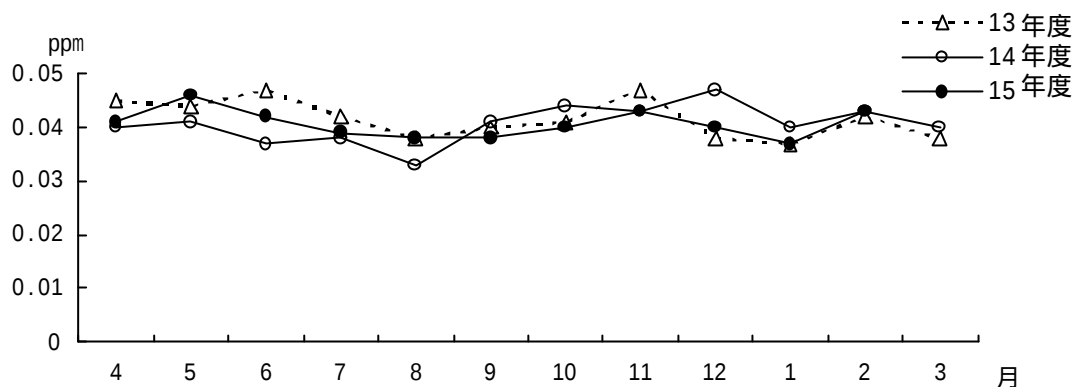


第 - 2 表 一酸化窒素濃度月平均値(教育センター)

単位: ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.007	0.005	0.005	0.006	0.006	0.010	0.013	0.039	0.029	0.026	0.019	0.011	0.015
14	0.006	0.006	0.006	0.011	0.007	0.012	0.011	0.021	0.039	0.022	0.013	0.010	0.014
15	0.007	0.007	0.008	0.013	0.005	0.009	0.011	0.027	0.031	0.016	0.016		0.014

第 - 3 図 二酸化窒素濃度月平均値(シビックセンター)

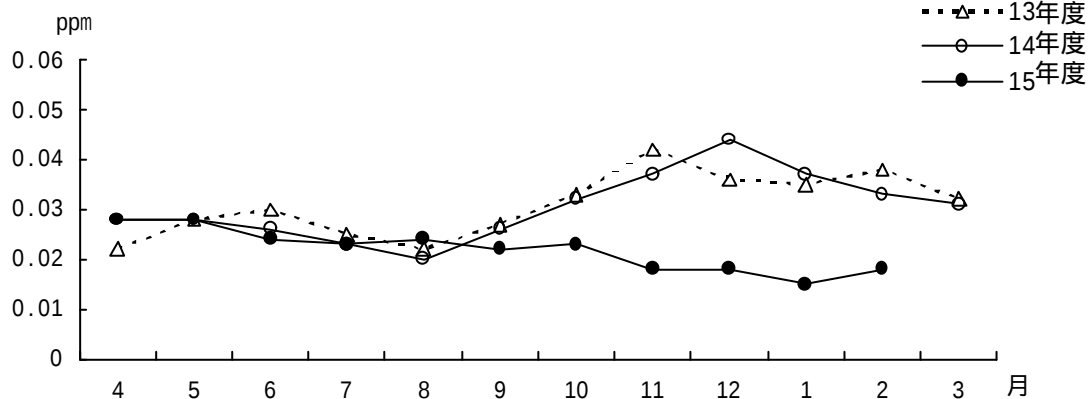


第 - 3 表 二酸化窒素濃度月平均値(シビックセンター)

単位 : ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.045	0.044	0.047	0.042	0.038	0.040	0.041	0.047	0.038	0.037	0.042	0.038	0.042
14	0.040	0.041	0.037	0.038	0.033	0.041	0.044	0.043	0.047	0.040	0.043	0.040	0.041
15	0.041	0.046	0.042	0.039	0.038	0.038	0.040	0.043	0.040	0.037	0.043		0.041

第 - 4 図 二酸化窒素濃度月平均値(教育センター)

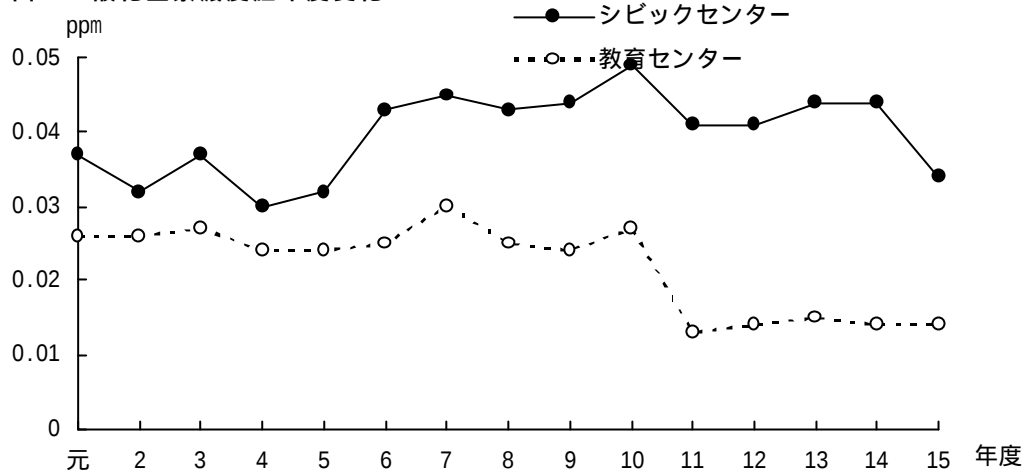


第 - 4 表 二酸化窒素濃度月平均値(教育センター)

単位 : ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.022	0.028	0.030	0.025	0.022	0.027	0.033	0.042	0.036	0.035	0.038	0.032	0.031
14	0.028	0.028	0.026	0.023	0.020	0.026	0.032	0.037	0.044	0.037	0.033	0.031	0.030
15	0.028	0.028	0.024	0.023	0.024	0.022	0.023	0.018	0.018	0.015	0.018		0.022

第 - 5 図 一酸化窒素濃度経年度変化

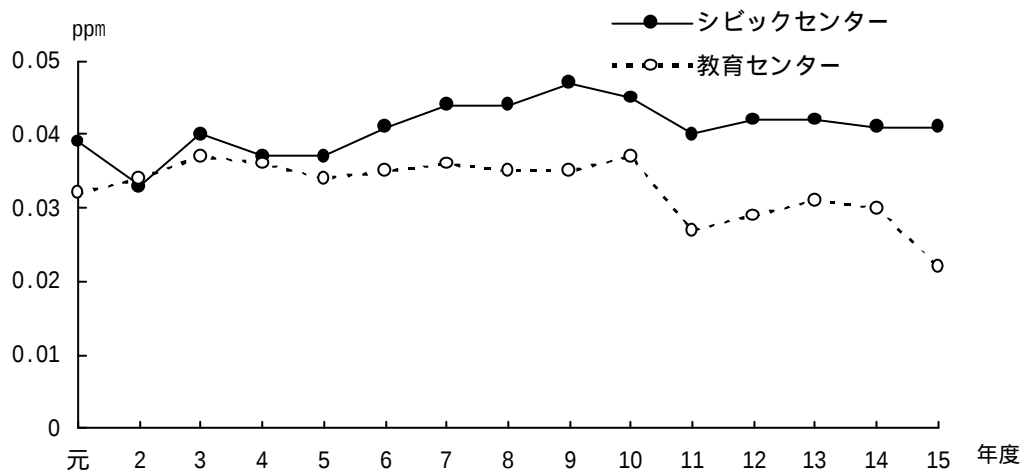


第 - 5 表 一酸化窒素濃度年度平均値

単位 ppm

測定地点 \ 年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
シビックセンター	0.037	0.032	0.037	0.030	0.032	0.043	0.045	0.043	0.044	0.049	0.041	0.041	0.044	0.044	0.034
教育センター	0.026	0.026	0.027	0.024	0.024	0.025	0.030	0.025	0.024	0.027	0.013	0.014	0.015	0.014	0.014

第 - 6 図 二酸化窒素濃度経年度変化

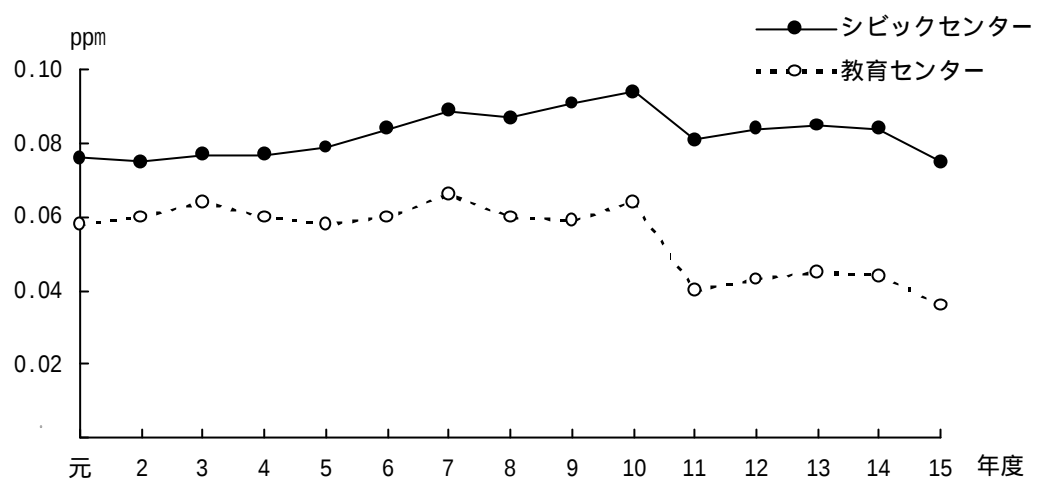


第 - 6 表 二酸化窒素濃度年度平均値

単位 ppm

測定地点 \ 年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
シビックセンター	0.039	0.033	0.040	0.037	0.037	0.041	0.044	0.044	0.047	0.045	0.040	0.042	0.042	0.041	0.041
教育センター	0.032	0.034	0.037	0.036	0.034	0.035	0.036	0.035	0.035	0.037	0.027	0.029	0.031	0.030	0.022

第 - 7 図 窒素酸化物濃度経年度変化



第 - 7 表 窒素酸化物濃度年度平均値

単位 ppm

年度 測定地点	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
シビックセンター	0.076	0.075	0.077	0.077	0.079	0.084	0.089	0.087	0.091	0.094	0.081	0.084	0.085	0.084	0.075
教育センター	0.058	0.060	0.064	0.060	0.058	0.060	0.066	0.060	0.059	0.064	0.040	0.043	0.045	0.044	0.036

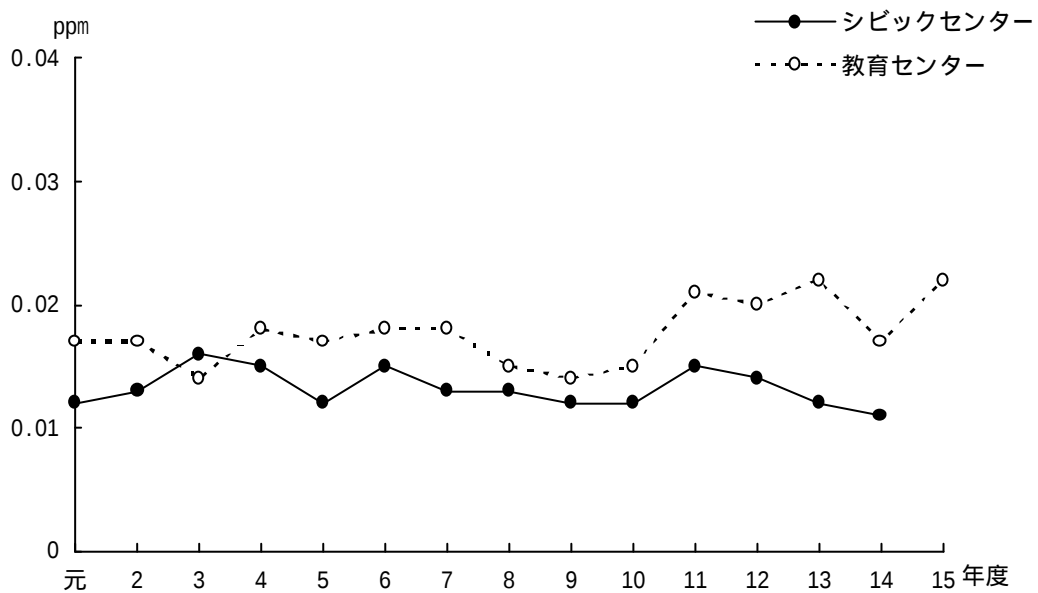
(2) オキシダント (Ox)

光化学スモッグの指標としてオキシダントの測定を行ってきた。測定法は、中性ヨウ化カリウム吸光光度法である。オキシダントの主成分は、オゾン (O_3) であるが、このほかパーオキシアセチルナイトレート (PAN) などの酸化

性物質が含まれる。

オキシダントの濃度は、天候に大きく左右されるので、年によって比較的变化が大きい。気象条件によってオキシダント濃度が上昇することがあるので、夏季には光化学スモッグ発生情報に注意する必要がある。

第 - 8 図 オキシダント濃度経年度変化

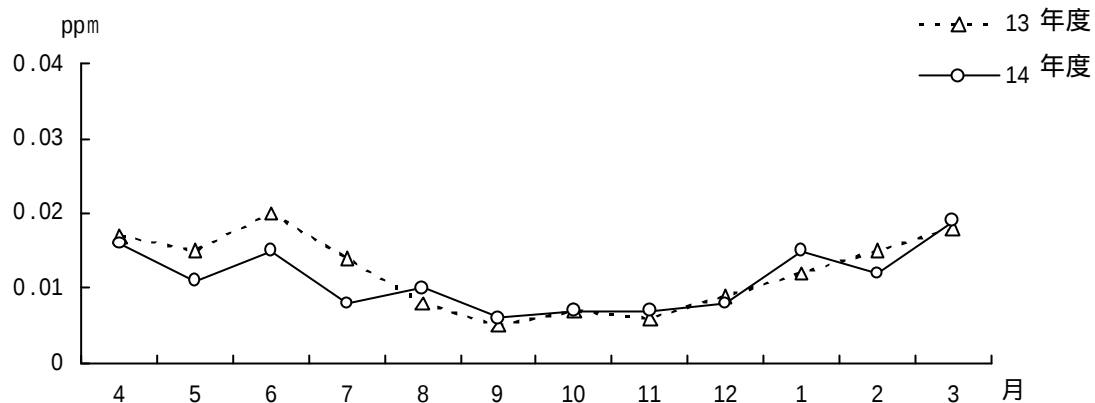


第 - 8 表 オキシダント濃度年度平均値

単位：ppm

測定地点 \ 年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
シビックセンター	0.012	0.013	0.016	0.015	0.012	0.015	0.013	0.013	0.012	0.012	0.015	0.014	0.012	0.011	
教育センター	0.017	0.017	0.014	0.018	0.017	0.018	0.018	0.015	0.014	0.015	0.021	0.020	0.022	0.017	0.022

第 - 9 図 オキシダント濃度月平均値(シビックセンター)

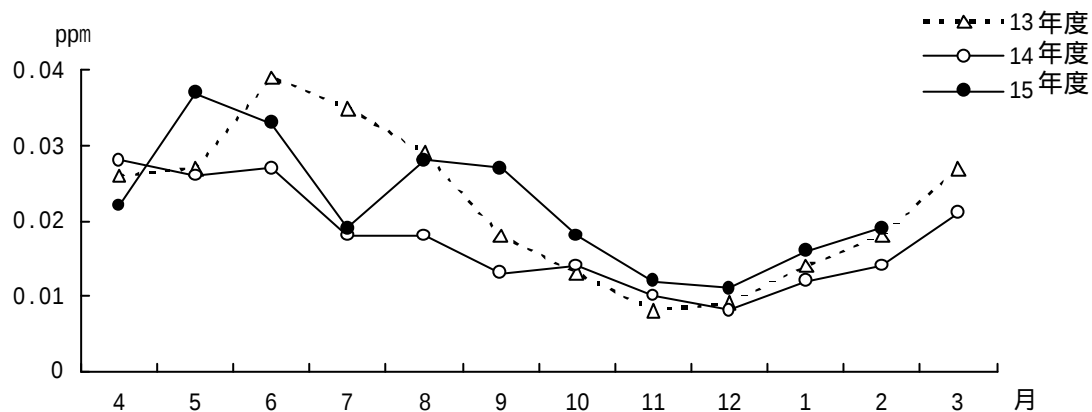


第 - 9 表 オキシダント濃度月平均値(シビックセンター)

単位: ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.017	0.015	0.020	0.014	0.008	0.005	0.007	0.006	0.009	0.012	0.015	0.018	0.012
14	0.016	0.011	0.015	0.008	0.010	0.006	0.007	0.007	0.008	0.015	0.012	0.019	0.011
15													

第 - 10 図 オキシダント濃度月平均値(教育センター)



第 - 10 表 オキシダント濃度月平均値(教育センター)

単位: ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.026	0.027	0.039	0.035	0.029	0.018	0.013	0.008	0.009	0.014	0.018	0.027	0.022
14	0.028	0.026	0.027	0.018	0.018	0.013	0.014	0.010	0.008	0.012	0.014	0.021	0.017
15	0.022	0.037	0.033	0.019	0.028	0.027	0.018	0.012	0.011	0.016	0.019		0.022

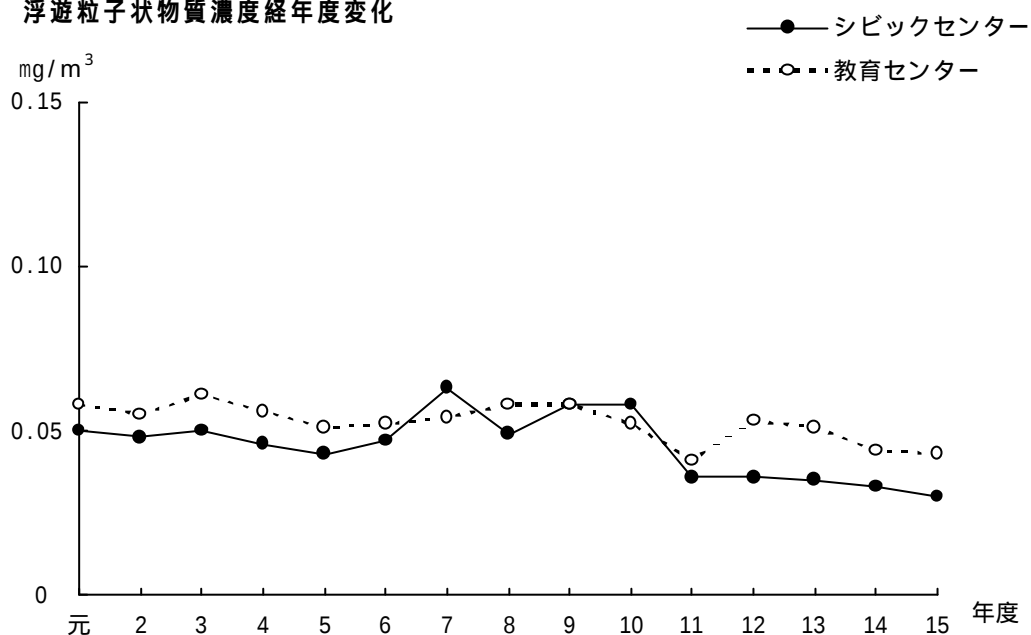
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に漂う粉じんのうち、肺の奥まで達し呼吸系疾患の原因になるといわれている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子を浮遊粒子状物質と呼ぶ。土壌の巻き上げなどの自然現象由来の比率は比較的低く、大半が自動車やボイラーなどでの燃焼

由来であるが、中でもディーゼルエンジン由来の粉じんが粒径 $1\mu\text{m}$ 以下の微粒子の 90%以上を占める。

区では、 β 線吸収法を用いる自動測定機により常時監視を行ってきた。

第 - 11 図 浮遊粒子状物質濃度経年度変化

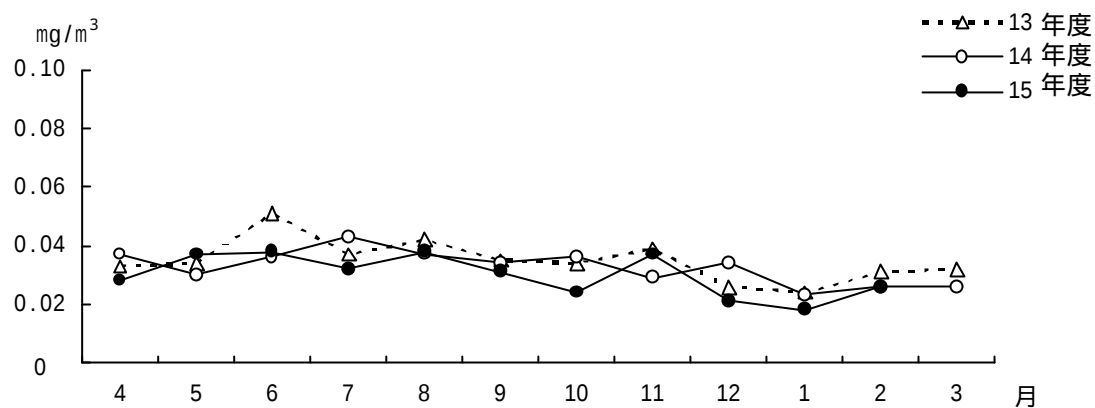


第 - 11 表 浮遊粒子状物質濃度年度平均値

単位: mg/m^3

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
測定地点	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
シビックセンター	0.050	0.048	0.050	0.046	0.043	0.047	0.063	0.049	0.058	0.058	0.036	0.036	0.035	0.033	0.030
教育センター	0.058	0.055	0.061	0.056	0.051	0.052	0.054	0.058	0.058	0.052	0.041	0.053	0.051	0.044	0.043

第 - 12 図 浮遊粒子状物質濃度月平均値(シビックセンター)

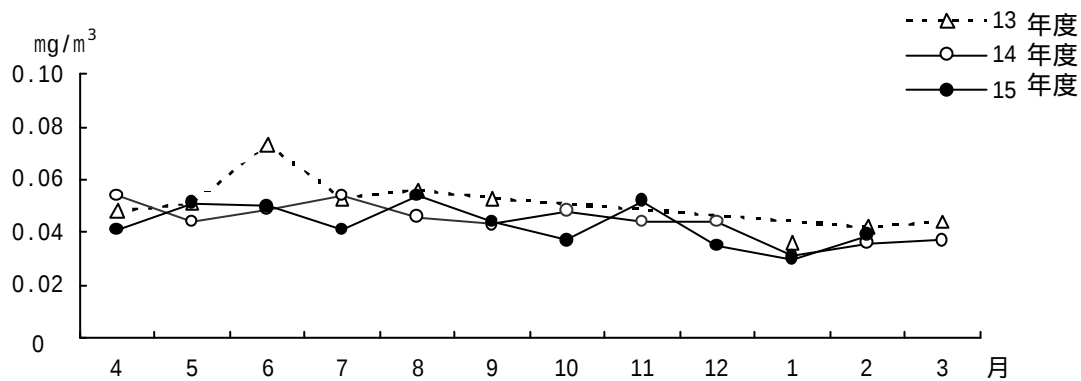


第 - 12 表 浮遊粒子状物質濃度月平均値(シビックセンター)

単位:mg/m³

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.033	0.034	0.051	0.037	0.042	0.035	0.034	0.039	0.026	0.024	0.031	0.032	0.035
14	0.037	0.030	0.036	0.043	0.037	0.034	0.036	0.029	0.034	0.023	0.026	0.026	0.033
15	0.028	0.037	0.038	0.032	0.038	0.031	0.024	0.037	0.021	0.018	0.026		0.030

第 - 13 図 浮遊粒子状物質濃度月平均値(教育センター)



第 - 13 表 浮遊粒子状物質濃度月平均値(教育センター)

単位:mg/m³

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.048	0.051	0.073	0.053	0.056	0.053	0.054	0.061	0.041	0.036	0.042	0.044	0.051
14	0.054	0.044	0.049	0.054	0.046	0.043	0.048	0.044	0.044	0.031	0.036	0.037	0.044
15	0.041	0.051	0.050	0.041	0.054	0.044	0.037	0.052	0.035	0.030	0.039		0.043

(4) 二酸化硫黄 (SO₂)

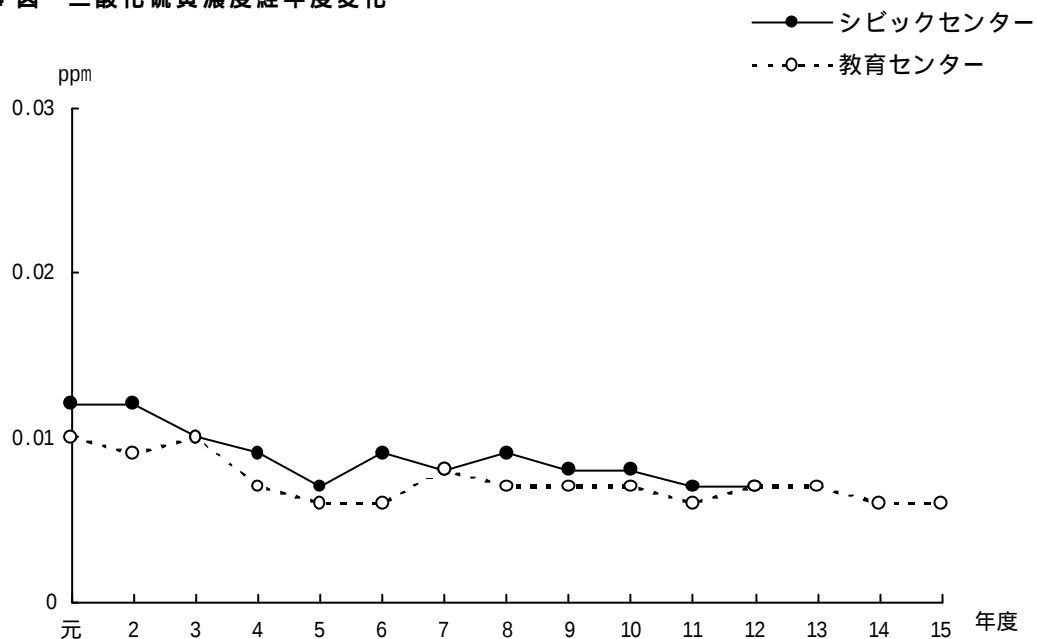
四日市喘息や川崎喘息などの呼吸器疾患の原因と考えられた二酸化硫黄による汚染は、昭和 40 年代をピークにしだいに改善されてきた。現在、汚染濃度は環境基準を大幅に下回っている。発生源は、石油製品や石炭を燃焼させる火力発電所やボイラーを用いる施設等の固定発生

源とディーゼルエンジン車等の移動発生源に大別される。

汚染濃度の低減は、脱硫装置と硫黄含有率の低い燃料の普及がその原因と考えられる。

区では、教育センター測定室に導電率法を用いる自動測定機を設置し、常時監視を行ってきた。

第 - 14 図 二酸化硫黄濃度経年度変化

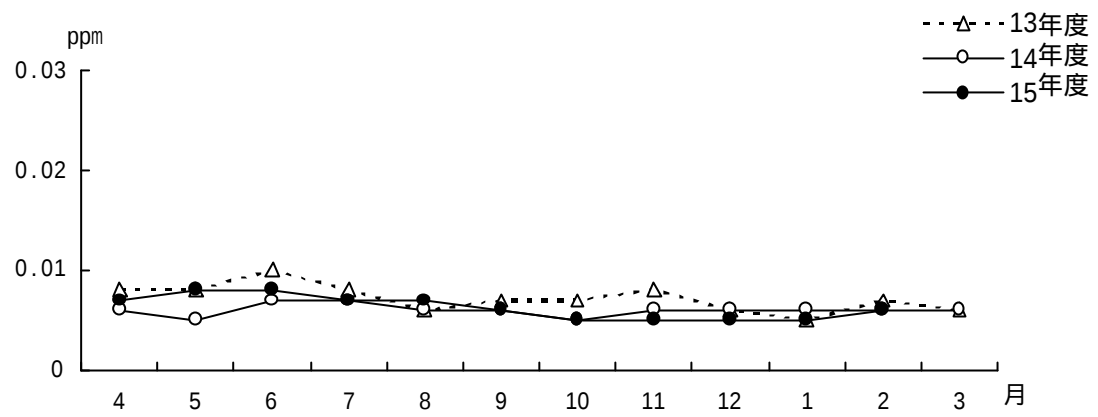


第 - 14 表 二酸化硫黄濃度年度平均値

単位：ppm

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
測定地点															
シビックセンター	0.012	0.012	0.010	0.009	0.007	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007			
教育センター	0.010	0.009	0.010	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006

第 - 15 図 二酸化硫黄濃度月平均値(教育センター)



第 - 15 表 二酸化硫黄濃度月平均値(教育センター)

単位: ppm

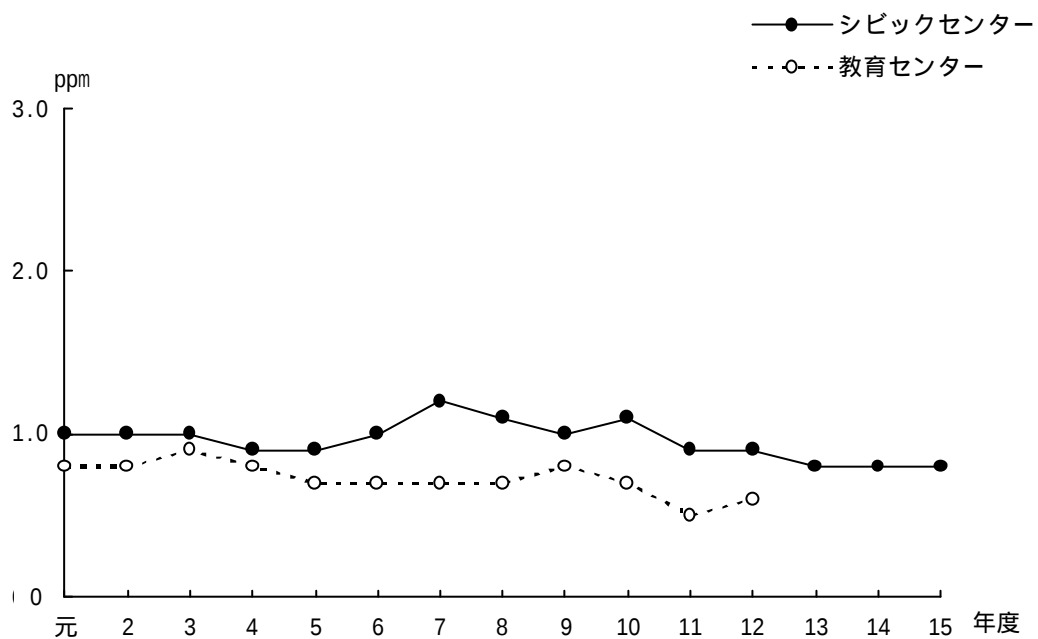
年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.008	0.008	0.010	0.008	0.006	0.007	0.007	0.008	0.006	0.005	0.007	0.006	0.007
14	0.006	0.005	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
15	0.007	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006		0.006

(5) 一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼の際に発生する一酸化炭素による汚染は、二酸化硫黄同様、昭和 40 年代にピークを迎えたが、自動車に対する発生源対策により大幅に改善された。

区では、シビックセンター測定室に赤外線吸収法を用いる自動測定機を設置し、常時監視を行ってきた。

第 - 16 図 一酸化炭素濃度経年度変化

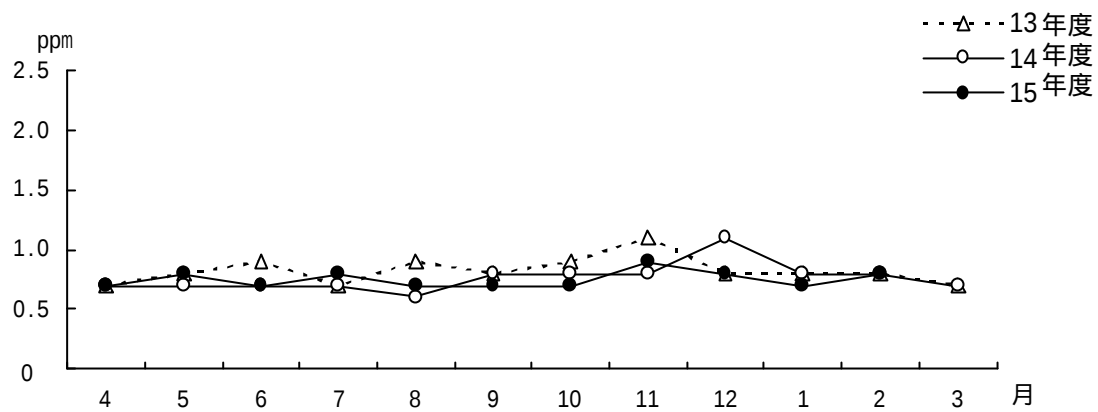


第 - 16 表 一酸化炭素濃度年度平均値

単位: ppm

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
測定地点															
シビックセンター	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
教育センター	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.5	0.6			

第 - 17 図 一酸化炭素濃度月平均値(シビックセンター)



第 - 17 表 一酸化炭素濃度月平均値(シビックセンター)

単位: ppm

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
13	0.7	0.8	0.9	0.7	0.9	0.8	0.9	1.1	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8
14	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8	1.1	0.8	0.8	0.7	0.8
15	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.7	0.8		0.8

4 . 環境調査結果

(1) 二酸化窒素環境調査

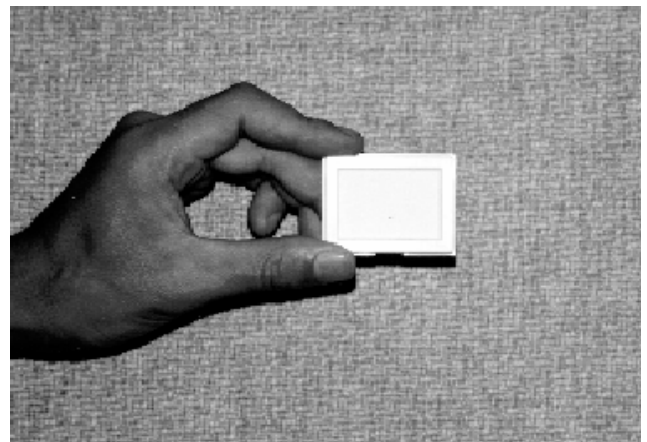
二酸化窒素簡易測定器「フィルターバッジNO₂」

(東洋ろ紙製)を用い、7日間連続で大気中二酸化窒素を採取し、吸光光度法により7日間平均濃度を求めた。測定結果から測定地点間の相対評価を行った。

調査期間：平成15年12月2日～12月9日

調査地点：区内全域93カ所(一般地域60カ所、道路に面した地域33カ所)

調査方法：フィルターバッジにより7日間の平均濃度を求めた。



二酸化窒素簡易測定器「フィルターバッジNO₂」

第 - 18 表 二酸化窒素環境調査結果(全区域)

(道路に面する地域)

単位:ppm

No.	調査地点	濃 度	No.	調査地点	濃 度	No.	調査地点	濃 度
1	目白台 1-15-8	0.035	12	白 山 3-1-2	0.034	23	向 丘 1-10-3	0.035
2	目白台 3-13	0.030	13	千 石 4-1-23	0.033	24	西 片 2-25-9	0.037
3	音 羽 2-11	0.033	14	千 石 4-46-12	0.040	25	本 郷 4-2-1	0.040
4	音 羽 1-14	0.044	15	白 山 5-13-1	0.034	26	湯 島 1-5-31	0.038
5	関 口 1-47	0.041	16	西 片 1-19-9	0.035	27	本駒込 3-16-9	0.034
6	水 道 2-19-8	0.032	17	小石川 1-1-2	0.040	28	千駄木 4-12-5	0.037
7	大 塚 3-9-3	0.036	18	本 郷 1-4-5	0.037	29	千駄木 3-48-3	0.038
8	大 塚 1-4-5	0.034	19	本駒込 2-1-2	0.035	30	千駄木 2-33-9	0.038
9	小日向 4-1	0.034	20	向 丘 1-6-7	0.034	31	根 津 1-1-14	0.034
10	小石川 4-1	0.034	21	本駒込 2-28-28	0.038	32	湯 島 3-47-1	0.041
11	千 石 2-6-3	0.040	22	本駒込 3-19-16	0.034	33	湯 島 1-3-2	0.039
							平 均 値	0.036

(一般地域)

単位:ppm

No.	調査地点	濃 度	No.	調査地点	濃 度	No.	調査地点	濃 度
1	本駒込 6-22-8	0.029	21	大 塚 3-29	0.025	41	小石川 3-4-5	0.028
2	本駒込 5-67	0.030	22	千 石 2-46-1	0.027	42	小石川 2-18-18	0.028
3	本駒込 5-47-6	0.030	23	白 山 4-32	0.029	43	本 郷 6-10-6	0.028
4	千 石 4 - 23	0.028	24	向 丘 1-9-9	0.028	44	本 郷 5-30-8	0.027
5	本駒込 6-3-12	0.030	25	千駄木 2-7-13	0.028	45	弥 生 2-9-6	0.029
6	本駒込 2-26-8	0.029	26	根 津 2-32-8	0.028	46	関 口 2-1	0.034
7	本駒込 4-13	0.030	27	目白台 1-16	0.026	47	関 口 1-9	0.030
8	千駄木 4-5-10	0.030	28	目白台 3-18-7	0.027	48	水 道 2-16-2	0.029
9	大 塚 6-32-6	0.025	29	大 塚 1-11	0.026	49	後 楽 2-17-10	0.029
10	大 塚 6-22-19	0.029	30	大 塚 1-9-22	0.027	50	春 日 1-15	0.028
11	大 塚 4-49	0.026	31	小石川 5-9	0.022	51	本 郷 4-22	0.025
12	千 石 3-36-1	0.028	32	小石川 4-13	0.022	52	本 郷 5-2-11	0.027
13	千 石 1-24	0.025	33	白 山 2-7	0.021	53	湯 島 4-7-13	0.028
14	本駒込 1-16	0.030	34	西 片 2-19-15	0.029	54	湯 島 3-39-1	0.035
15	本駒込 3-11	0.026	35	根 津 1-15-9	0.027	55	後 楽 2-9-8	0.030
16	千駄木 5-20-18	0.026	36	根 津 2-13-4	0.032	56	後 楽 1-6-19	0.024
17	千駄木 3-41-16	欠測	37	目白台 1-1-22	0.025	57	本 郷 1-5-11	0.032
18	大 塚 6-37-21	0.030	38	関 口 3-8-16	0.029	58	本 郷 2-21-7	0.027
19	大 塚 5-33-3	0.027	39	小日向 2-1	0.024	59	本 郷 3-12-9	0.030
20	大 塚 3-12	0.030	40	小日向 1-11	0.023	60	湯 島 1-4-25	0.031
						平 均 値		0.028

調査期間：平成15年12月2日～12月9日(7日間)

調査期間の常時測定器の値：シビックセンター(0.041ppm)

教育センター(0.019ppm)

(2) 交差点環境調査

調査期間：7日間

大気常時測定局（2局）で大気汚染の常時監視を行ってきた。この常時監視を補い、汚染実態をきめ細かく把握するために主要交差点にフィルターバッジを設置し、環境調査を実施した。

測定項目：二酸化窒素

調査方法：

交差点の大気中二酸化窒素濃度を隔月毎に年6回（暴露期間：各1週間）、フィルターバッジを用いて測定した。

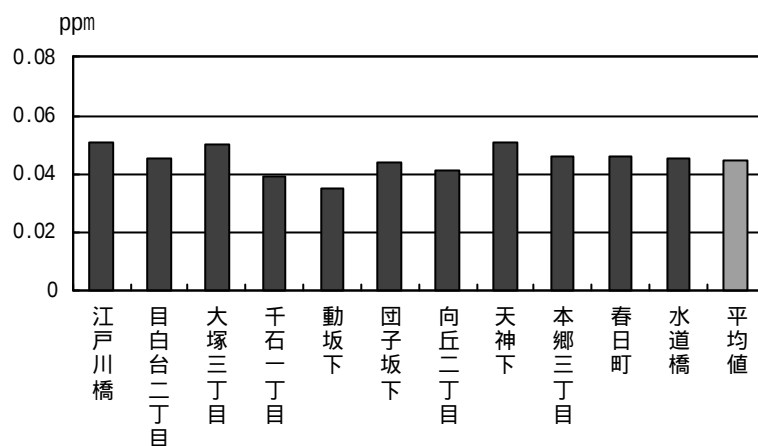
調査地点数：主要交差点 11ヶ所

第 - 19 表 交差点環境調査結果(二酸化窒素)

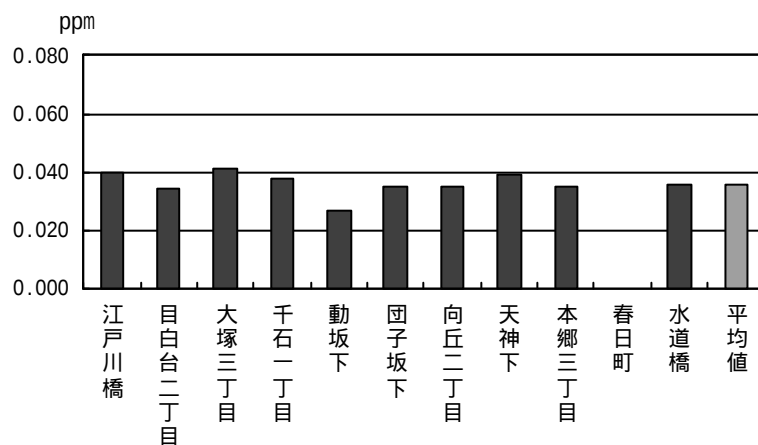
単位：ppm

測定期間 交差点名	第 1 回 5/20～5/27	第 2 回 7/7～7/14	第 3 回 9/22～9/29	第 4 回 11/4～11/11	第 5 回 1/27～2/3	第 6 回 3/2～3/9	平均値
江戸川橋	0.051	0.040	0.037	0.044	0.043	0.041	0.043
目白台二丁目	0.045	0.034	0.031	0.039	0.038	0.029	0.036
大塚三丁目	0.050	0.041	0.037	0.045	0.046	0.035	0.042
千石一丁目	0.039	0.038	0.030	0.040	0.038	0.033	0.036
動坂下	0.035	0.027	0.025	0.034	0.037	0.031	0.032
団子坂下	0.044	0.035	0.035	0.041	0.041	0.034	0.038
向丘二丁目	0.041	0.035	0.036	0.038	0.039	0.034	0.037
天神下	0.051	0.039	0.036	0.044	0.042	0.038	0.042
本郷三丁目	0.046	0.035	0.038	0.041	0.044	0.037	0.040
春日町	0.046	欠測	0.035	0.041	0.041	0.037	0.040
水道橋	0.045	0.036	0.037	0.040	0.041	0.036	0.039
平均値	0.045	0.036	0.034	0.041	0.041	0.035	0.039

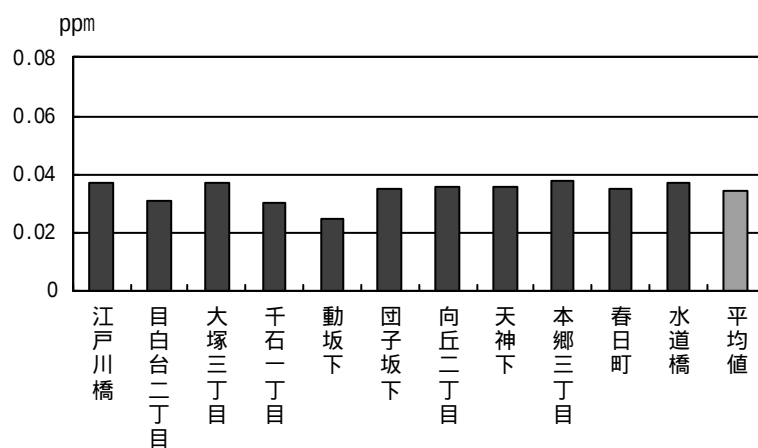
第 - 18 図 平成 15 年度第 1 回調査結果(5 月 20 日 ~ 27 日)



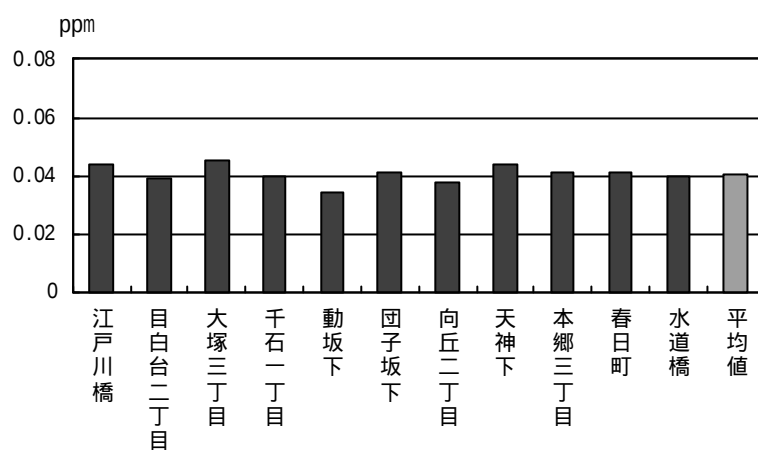
第 - 19 図 平成 15 年度第 2 回調査結果(7 月 7 日 ~ 14 日)



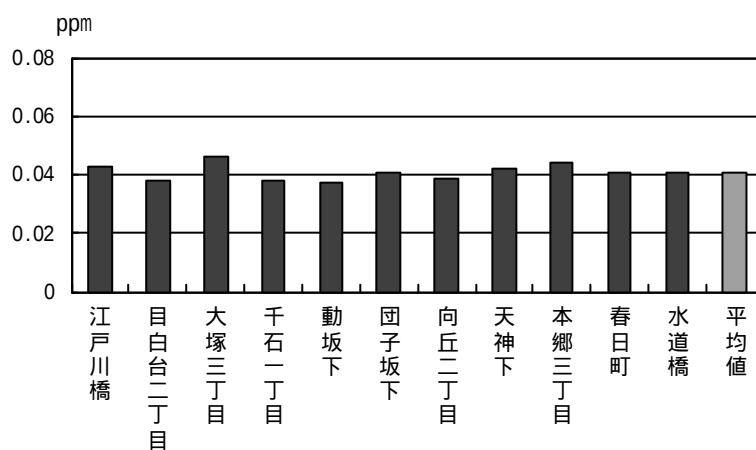
第 - 20 図 平成 15 年度第 3 回調査結果(9 月 22 日 ~ 29 日)



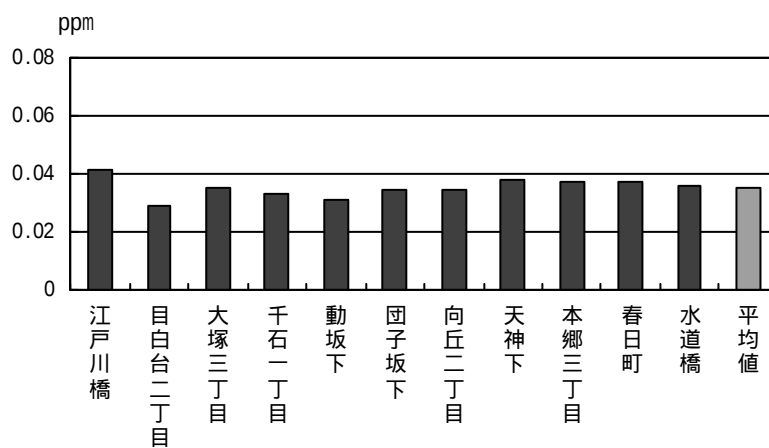
第 - 21 図 平成 15 年度第 4 回調査結果(11 月 4 日 ~ 11 日)



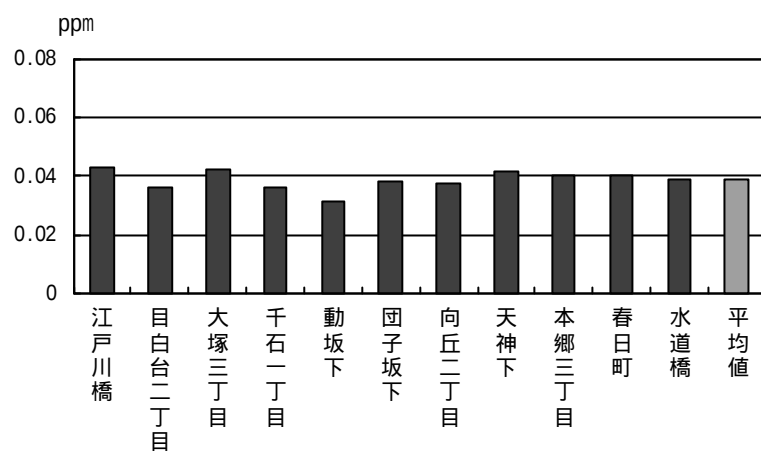
第 - 22 図 平成 15 年度第 5 回調査結果(1 月 27 日 ~ 2 月 3 日)



第 - 23 図 平成 15 年度第 6 回調査結果(3 月 2 日 ~ 9 日)



第 - 24 図 平成 15 年度調査結果(平均値)



(3) 酸性雨調査

区では、酸性雨の実態を把握するために毎年調査を実施してきた。降水は教育センター屋上で採取した。調査方法と結果は、以下に示したとおりである。

< 採取方法 >

ろ過式捕集装置を用いる降水一括採取法

< 採取期間 >

各降水ごとに採取を行った。

< 採取場所 >

教育センター別館屋上

< 分析項目 >

降水量、pH、導電率

第 - 20 表 酸性雨調査結果

月	降水量 mm	pH	導電率 $\mu\text{S/cm}$
4	132	5.9	28
5	193	5.4	25
6	119	6.1	37
7	158	6.3	27
8	402	6.0	15
9	167	5.1	21
10	204	6.4	15
11	170	6.1	19
12	127	5.8	17
1	17	6.7	55
2	20	6.7	63
3	73	6.5	47
計・平均	1783	平均 5.7	平均 23

平均：加重平均値

第 - 21 表 過去 8 年間の酸性雨調査結果

項目 \ 年度	8	9	10	11	12	13	14	15
平均 pH*	5.4	5.7	5.6	5.7	5.1	5.2	5.7	5.7
最大 pH	7.0	6.6	6.6	6.3	6.5	6.2	6.7	6.7
最小 pH	5.2	5.4	5.2	5.4	4.3	4.7	5.1	5.1
平均導電率 ($\mu\text{S/cm}$)*	28	28	22	21	30	24	24	23

注 *印:加重平均値

5．大気汚染対策

大気汚染対策は、工場、事業場に対する固定発生源対策、自動車、船舶、航空機などに対する移動発生源対策及び総量発生源計画を中心に行われている。

(1) 窒素酸化物対策

平成 12 年度現在、都内の全窒素酸化物排出量の 47%は、自動車から排出されており、民生及び工場・事業場から 19%排出されている。寄与の大きい自動車に関しては貨物車からの排出が 74%を占めており、このことから、貨物車からの排出を抑制することが必要になっている（東京都環境局資料）。

都では、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成 4 年）に基づき「東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（平成 5 年）を策定し、また、平成 6 年には「東京都自動車公害防止計画」（平成 9 年改定）を策定して環境基準達成を目指してきた。計画は、車種規制や最新規制車への代替促進などの発生源対策、物流施設の計画的配備や鉄道等の整備からなる交通量対策、環状道路等の整備や交通管制システムの高度化等からなる交通流対策などを柱としている。平成 13 年 4 月に施行した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」においても自動車環境管理計画書の提出、低公害車の導入義務、ディーゼル車排ガス規制および燃料規制等の自動車公害対策がもりこまれている。このほか、七都県市低公害車指定制度などにより、窒素酸化物の排出の少ない低公害車の普及促進を図っている。

国では、平成 10 年度以降も、毎年車種ごとに排出ガス規制を強化することになっている。また、排出ガス低減のための短期目標と長期目標を掲げ、最終的に排出量を 6 割削減することを検討している。

区においては、低公害車の導入やボイラー燃料のガス転換などにより発生抑制を図る必要がある。

(2) オキシダント対策

オキシダントは二次汚染物質であり、原因となる二酸化窒素や自動車等から発生する炭化水素濃度を削減する必要がある。

区では、都から光化学スモッグ発生状況について情報提供を受け、注意報等が発生した場合、「文京区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」により区関係機関、小中学校に情報を提供し被害の未然防止を図っているが、今後とも継続していく必要がある。

(3) 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質は粒径 $10\mu\text{m}$ 以上の粒子を 100%除外した大気中に浮遊する粒子で、平成 12 年度現在、発生源は区内では 48%が自動車、25%が工場・事業場である（東京都環境局資料）。浮遊粒子状物質には多種の重金属が含まれ、その触媒作用のために粒子上で様々な化学反応が起こり、その結果、粒子上には多種類の化学物質が付着している。浮遊粒子状物質は肺の奥まで達するので、これを介して体内に多種の化学物質を送り込む役割を果たしている。

工場・事業場に対する発生防止対策としては、適切な燃焼管理と集塵装置の設置により発生抑制を図っている。また、主としてディーゼル車から発生する自動車由来の浮遊粒子状物質については、国は、車種別に規制を強化し、平成 9 年から 11 年の間に排出量を 6 割削減する対策を行っている。更に、長期的には平成 19 年までに 9 ～ 11 年規制の 6 割削減を検討している。

近年注目されているのは、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質である。その発生源の大部分がディーゼル車であるといわれている。微小粒子状物質は粒径が小さく、肺の奥まで達しやすく、また、化学物質をより運びやすいといわれている。すでに微小粒子状物質と疾病の因果関係についての研究も進み、米国では 1997 年に微小粒子状物質（PM2.5）について新たな基準を設定し、規制を行っている。

(4) 二酸化硫黄

硫黄酸化物は、主として硫黄分を含む石油製品や石炭の燃焼に伴って発生する。このため、排煙脱硫装置の設置と燃料の脱硫を中心とした削減対策がとられてきた。これらの対策により、二酸化硫黄による大気汚染の状況は昭和 40 年代に比べて著しく改善された。

(5) 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素濃度は、低い濃度レベルで推移している。一酸化炭素は主として自動車から発生するため、車種ごとに排出規制を強化した効果が現れたものと思われる。

(6) その他の大気汚染物質

平成 9 年に有害化学物質汚染対策として、国はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを「指定物質」に指定するとともに、環境基準を定めた。都は同年「東京都有害化学物質管理指導指針」をつくり、有害物質の適正管理や排出の抑制、有害化学物質を含む廃棄物の抑制などを柱とする自主管理体制の確立を促進している。また、国は、平成 11 年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」を制定し、環境中に排出される有害化学物質の把握と管理の改善を進めている。

ダイオキシン類については、平成 11 年「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、規制が強化された。ダイオキシン類としては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーポリ塩化ビフェニール（CO-PCB）の総称であり、大気中の環境基準としては年間平均値で 0.6pg-TEQ/m³ 以下となっている。

温暖化防止対策として、国は、平成 10 年に「地球温暖化防止対策の推進に関する法律（地球温暖化防止法）」を制定し、温室効果ガスとして二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン（フロンなど）、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出削減を行うことになった。また、この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めている。地方公共団

体では、自らが出す温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定し、計画の進捗状況を公表することになった。

地球温暖化防止のためには、省資源・省エネルギー、低公害車への転換、新エネルギーの導入、リサイクル率の向上、冷蔵庫・冷凍庫・エアコンなどのフロンの回収、建物の断熱効率の向上など多角的な取り組みが必要である。

文京区としても、平成 11 年度を基準年（削減の対象となる年度）として、平成 13 年度から文京区地球温暖化対策実行計画（平成 17 年度までの 5 年間）を実施している。

神田川の水質

1. 神田川の概略

神田川は、井の頭池を水源として台東区の隅田川と合流するまでの延長約 25.5 km の 1 級都市河川である。途中、支流である善福寺川、妙正寺川を合流し、さらに文京・千代田区境の小石川橋付近で日本橋川を分流している。区内を流れる神田川は、目白台一丁目の駒塚橋付近から湯島一丁目の聖橋付近に至る約 5 km の区間である。

2. 水質調査

(1) 定期水質調査

文京区では神田川の水質汚濁状況の把握と水質悪化時の監視を目的として水質調査を定期的に行ってきた。

○ 調査方法等

調査回数		年間4回
採水地点		駒塚橋・白鳥橋
採水位置		流心の表層 (採水量 5 l)
採水時間		干潮の前後 2 時間以内 (海水の影響を避けるため)
分析方法		JIS法による
測定項目	一般項目	気温・水温・色相・臭気・透視・流量
	生活環境項目	pH・DO・BOD・COD・SS・全りん・全窒素
	健康項目	亜硝酸性窒素・硝酸性窒素
	その他の項目	塩化物イオン・MBAS・アンモニア性窒素・りん酸性りん・導電率

< 神田川の「生活環境の保全に関する環境基準」 >

項目 水域類型	基準値			
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)
	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上
C				

第 - 1 表 神田川水質調査結果

採水地点	採水月日	気温	水温	透視度	pH	DO mg/l	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	MBAS mg/l	アンモニア性窒素 mg/l	全窒素 mg/l	塩化物イオン mg/l	りん酸性りん mg/l	全りん mg/l	導電率 μS/cm	流量 m ³ /秒
駒塚橋	05/29	27.6	23.6	> 100	6.8	8.1	1.6	5.8	1	0.05	0.06	9.50	48	0.918	1.100	207	
	09/11	32.2	26.6	> 100	7.1	5.4	1.1	5.5	2	< 0.02	0.04	8.72	59	0.944	0.958	430	
	11/06	17.5	20.0	37	6.7	7.5	4.6	9.1	12	0.26	1.52	5.16	19	0.506	0.690	194	
	02/19	11.0	16.3	> 100	6.8	8.5	0.8	6.2	3	0.05	0.15	10.90	60	1.290	1.300	528	
	平均	22.1	21.6	-	6.9	7.4	2.0	6.7	5	0.10	0.44	8.57	47	0.915	1.012	340	
白鳥橋	05/29	27.8	22.6	66	6.9	6.4	2.1	7.5	6	0.12	0.47	10.10	820	0.842	1.100	1500	3.4
	09/11	33.0	25.8	> 100	7.0	5.6	2.3	6.6	4	< 0.02	0.26	8.02	422	0.952	0.968	1760	1.3
	11/06	17.9	17.8	32	6.7	8.4	4.0	7.8	14	0.15	1.64	4.27	19	0.405	0.609	180	6.1
	平均	26.2	22.1	-	6.9	6.8	2.8	7.3	8	0.10	0.79	7.46	420	0.733	0.892	1150	3.6

(2) 神田川水系合同水質調査

神田川流域7区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央、台東）は神田川水系水質監視連絡協議会をつくり、神田川水系流域水質状況の把握を目的として同一日に調査を

行っている。神田川、善福寺川、妙正寺川及び日本橋川を調査対象とし、5、9、11、2月の年4回実施した。

第 - 2 表 神田川水質合同調査結果(1)

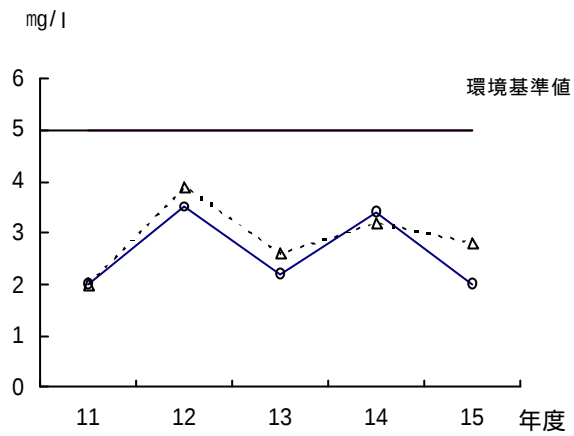
区名	採水地点	採水月日	採水時刻	気温	水温	透視度	pH	DO mg/l	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	MBAS mg/l	NH ₄ ⁺ - N mg/l	T-N mg/l	PO ₄ ³⁻ - P mg/l	T-P mg/l	Cl ⁻ mg/l	流量 m ³ /s
杉並	宮下橋	5月 29日	10:00	24.7	18.1	71	7.2	7.7	1.9	3.7	8	< 0.05	< 0.1	4.2	0.04	0.07	17	
		9月 11日	9:50	31.1	22.0	35	7.1	7.7	2.4	5.9	29	< 0.05	0.1	5.9	0.02	0.12	17	
		11月 6日	10:00	19.0	15.8	28	6.8	7.6	7.2	8.2	21	0.08	0.9	5.4	0.11	0.24	9	
		2月 19日	10:00	11.1	8.1	48	7.3	11.9	2.1	3.6	12	< 0.05	< 0.1	5.5	0.01	0.04	18	
	乙女橋	5月 29日	11:05	26.9	20.7	65	7.1	11.0	1.1	6.5	19	< 0.05	< 0.1	7.9	0.1	0.17	26	
		9月 11日	10:50	31.7	24.8	85	6.1	9.0	1.3	4.2	12	< 0.05	< 0.1	6.9	0.04	0.1	21	
		11月 6日	10:50	17.3	15.7	46	6.7	8.3	2.2	3.7	13	< 0.05	0.1	4.7	0.07	0.12	16	
		2月 19日	11:10	13.2	11.7	85	8.1	13.3	1.4	2.6	4	< 0.05	< 0.1	7.1	0.06	0.1	28	
中野	向田橋	5月 29日	11:25	23.0	20.5	> 100	8.6	12.2	0.7	2.8	3	0.02	< 0.05	7.23	0.017	0.038	28	
		9月 11日	11:20	29.0	23.5	> 100	8.3	11.8	0.9	2.8	3	< 0.02	< 0.05	6.96	0.027	0.061	22	
		11月 6日	11:15	16.0	16.0	14	7.3	8.5	5.7	6.0	22	0.07	0.82	4.14	0.068	0.155	7	
		2月 19日	10:50	12.5	6.5	> 100	7.9	13.6	1.0	3.6	3	< 0.02	< 0.05	7.87	0.008	0.056	34	
	南小滝橋	5月 29日	10:33	25.0	20.0	> 100	8.7	10.9	1.1	2.8	1	0.02	< 0.05	6.27	0.021	0.035	24	
		9月 11日	10:35	29.0	23.5	> 100	8.4	10.9	0.9	2.8	4	< 0.02	< 0.05	6.43	0.029	0.054	21	
		11月 6日	10:25	15.9	16.0	15	7.3	8.6	5.9	6.8	22	0.07	0.86	3.18	0.041	0.163	7	
		2月 19日	10:10	9.5	8.5	> 100	8.5	13.9	1.2	3.8	6	< 0.02	< 0.05	6.96	0.0077	0.05	29	
新宿	久保前橋	5月 29日	12:15	29.0	25.3	> 100	9.2	12.0	1.4	3.2	1	0.029	0.099	5.8	0.74	0.048	26	
		9月 11日	10:45	31.3	25.4	> 100	8.6	11.0	1.3	2.5	3	0.03	0.048	5.7	0.72	0.057	22	
		11月 6日	10:30	16.0	16.0	19	7.2	8.7	6.1	7.2	24	0.056	1.2	2.8	0.56	0.14	7.2	
		2月 19日	10:30	13.5	10.0	> 100	8.8	16.0	1.3	3.6	4	< 0.02	< 0.01	6.7	1.1	0.043	28	
	高戸橋	5月 29日	11:35	27.5	24.1	> 100	7.2	9.0	1.2	6.2	< 1	< 0.02	0.13	8.8	0.918	0.84	45	
		9月 11日	11:10	33.1	26.6	> 100	7.4	9.1	1.2	4.6	< 1	0.028	0.061	8.8	0.944	0.76	43	12.53
		11月 6日	11:15	17.0	18.3	76	6.9	9.8	3.7	5.7	3	0.042	0.27	6.2	0.506	0.64	22	9.01
		2月 19日	11:05	14.0	15.2	> 100	6.9	10.0	1.9	8.1	4	< 0.02	0.017	12	1.29	1.2	61	5.14

第 - 3 表 神田川水質合同調査結果(2)

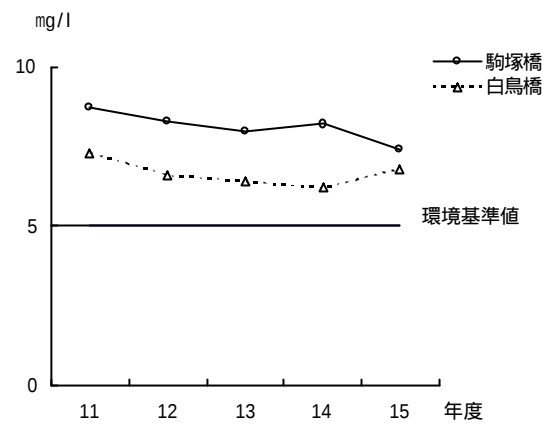
区名	採水地点	採水月日	採水時刻	気温	水温	透視度	pH	DO mg/l	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	MBAS mg/l	NH ₄ ⁺ - N mg/l	T-N mg/l	PO ₄ ³⁻ - P mg/l	T-P mg/l	Cl ⁻ mg/l	流水量 m ³ /s
文京	駒塚橋	5月 29日	9:50	27.6	23.6	> 100	6.8	8.1	1.6	5.8	1	0.05	0.06	9.5	0.918	1.1	48	
		9月 11日	9:49	32.3	26.6	> 100	7.1	5.4	1.1	5.5	2	< 0.02	0.04	8.72	0.944	0.958	59	
		11月 6日	9:51	17.5	20.0	37	6.7	7.5	4.6	9.1	12	0.26	1.52	5.16	0.506	0.69	19	
		2月 19日	9:56	11.0	16.3	> 100	6.8	8.5	0.8	6.2	3	0.05	0.15	10.9	1.290	1.3	60	
	白鳥橋	5月 29日	10:30	27.8	22.6	66	6.9	6.4	2.1	7.5	6	0.12	0.47	10.1	0.842	1.1	820	6.6
		9月 11日	10:11	33.0	25.8	> 100	7.0	5.6	2.3	6.6	4	< 0.02	0.26	8.02	0.952	0.968	422	2.8
		11月 6日	10:14	17.9	17.8	32	6.7	8.4	4.0	7.8	14	0.15	1.64	4.27	0.405	0.609	19	6.1
千代田	牛込橋	5月 29日	9:01	25.8	21.0	28	7.6	6.4	5.4	7.1	26	< 0.02	0.2	3		0.18	18	
		9月 11日	9:10	34.0	28.0	7	8.1	5.6	38	110	240	< 0.02	< 0.1	20.3		1.27	133	
		11月 6日	9:12	17.0	17.5	22	7.5	8.2	4.8	11	30	< 0.02	< 0.1	1.8		0.16	11	
		2月 19日	9:06	12.0	8.2	23	8.3	11.8	7.8	13	22	< 0.02	< 0.1	2.6		0.18	20	
	飯田橋	5月 29日	9:49	25.0	22.0	93	7.0	5.9	1.5	4.4	3	0.05	0.6	10.6		1.13	633	
		9月 11日	10:02	31.0	26.5	> 100	7.2	5.8	1.0	7.9	2	< 0.02	0.1	9.2		1	390	
		11月 6日	10:02	17.0	17.8	18	7.2	8.2	8.0	11	19	0.09	1.1	5.5		0.54	20	
		2月 19日	10:04	11.5	14.5	> 100	7.2	8.5	1.2	9.1	2	0.02	0.2	12.2		1.2	744	
	昌平橋	5月 29日	10:14	27.9	23.0	> 100	7.0	4.6	1.3	4.0	5	< 0.02	1.2	8.4		1.01	2420	
		9月 11日	10:21	31.5	27.1	> 100	7.1	4.0	1.9	7.3	3	< 0.02	0.6	8.5		0.88	1420	
		11月 6日	10:25	17.5	17.4	20	7.2	7.0	17	9.7	19	0.08	1	4.3		0.45	25	
		2月 19日	10:28	14.0	13.5	> 100	7.4	7.4	2.4	9.1	2	0.02	1.5	8.8		0.87	4760	
	左衛門橋	5月 29日	10:25	27.1	22.0	> 100	7.0	4.3	1.3	3.1	4	0.03	1.2	7.4		0.88	2910	
		9月 11日	10:30	32.0	27.3	68	7.1	2.8	2.4	7.5	3	< 0.02	0.9	7.3		0.78	2810	
		11月 6日	10:33	17.8	17.5	20	7.3	6.4	12	10	16	0.15	1.4	4.3		0.44	57	
		2月 19日	10:43	12.0	12.9	90	7.4	6.4	7.4	10	5	0.05	1.2	8.9		0.78	5870	
中央	浅草橋	5月 29日	11:10	30.4	22.6	> 100	6.9	4.3	1.1	8.9	10	0.05	1.31	7.22	0.763	0.771	3520	
		9月 11日	9:50	32.0	26.3	> 100	7.1	3.0	1.8	8.3	4	0.03	1.49	7.7	0.717	0.741	2620	
		11月 6日	11:20	17.2	17.0	18	7.1	6.7	13	11	21	0.09	1.81	3.79	0.272	0.395	102	
		2月 19日	10:40	9.4	12.5	80	7.5	6.7	4.8	9.5	6	0.08	2.6	9.86	0.723	0.768	4950	

第 - 1 図 経年度变化

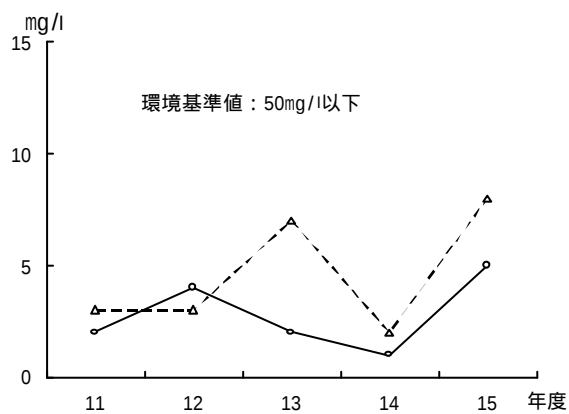
1 . B O D



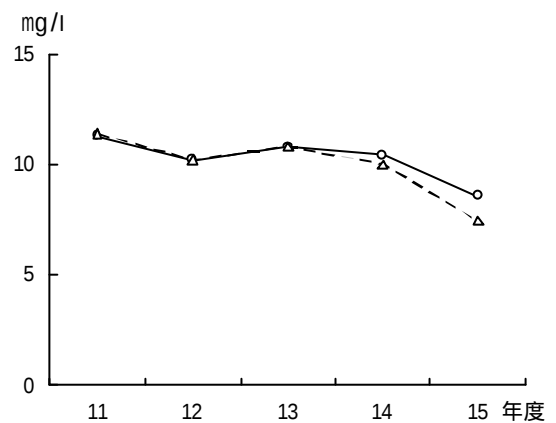
2 . D O



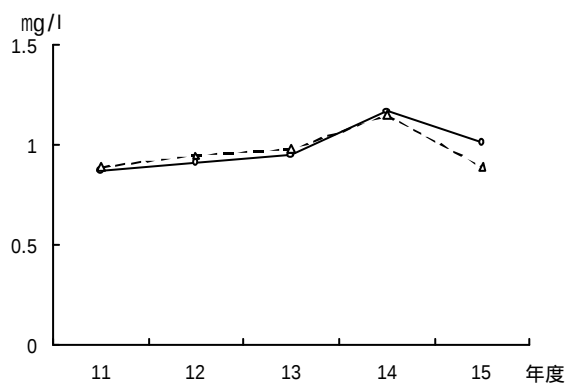
3 . S S



4 . 全窒素

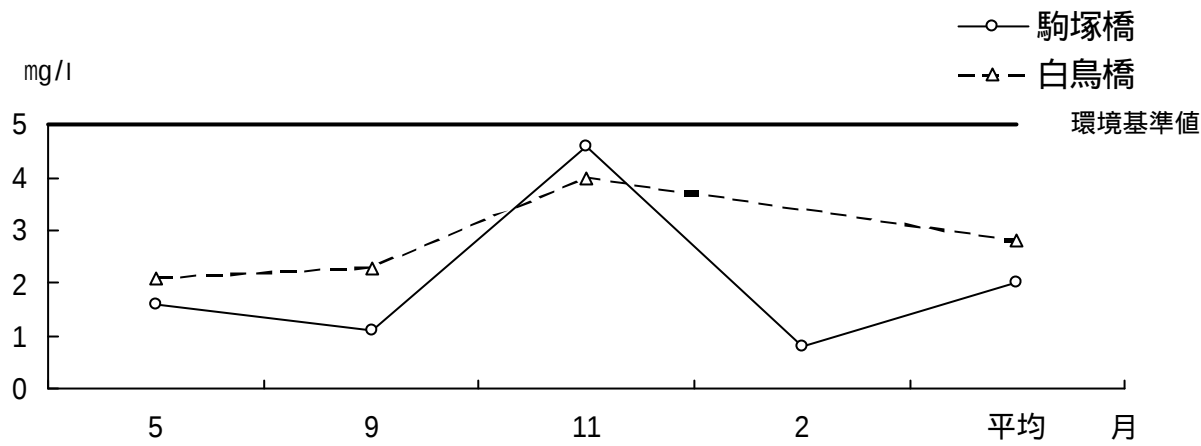


5 . 全りん

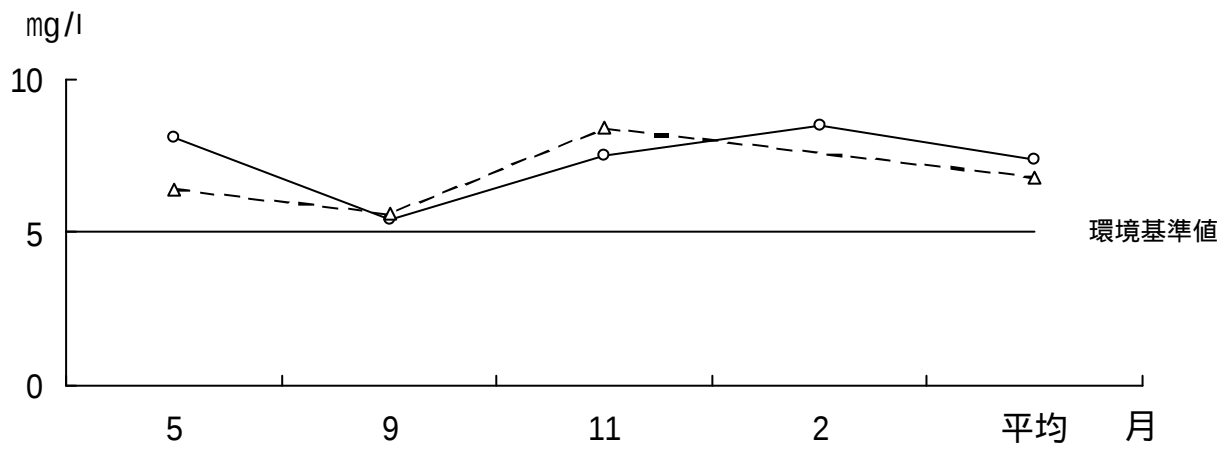


第 - 2 圖 月別变化

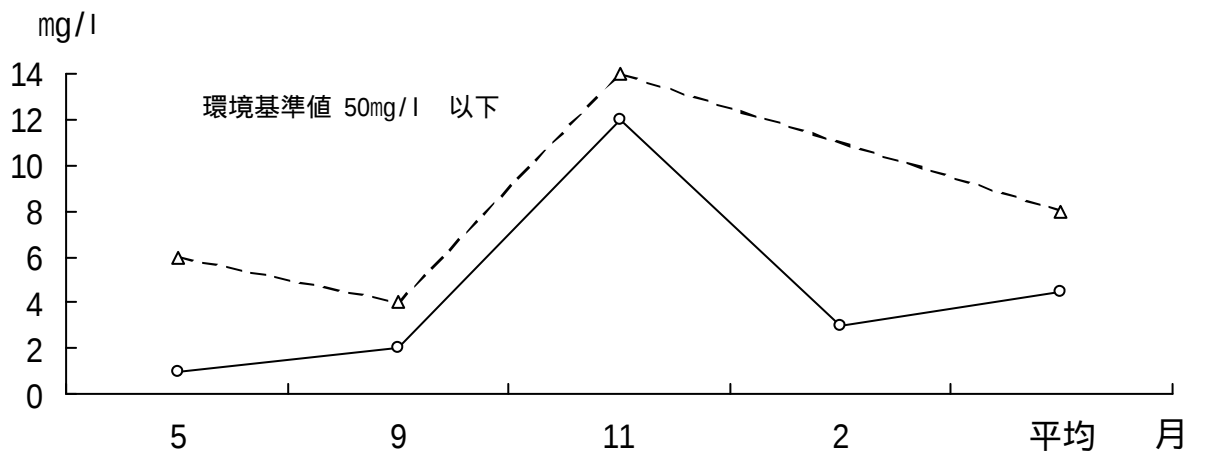
1 . B O D



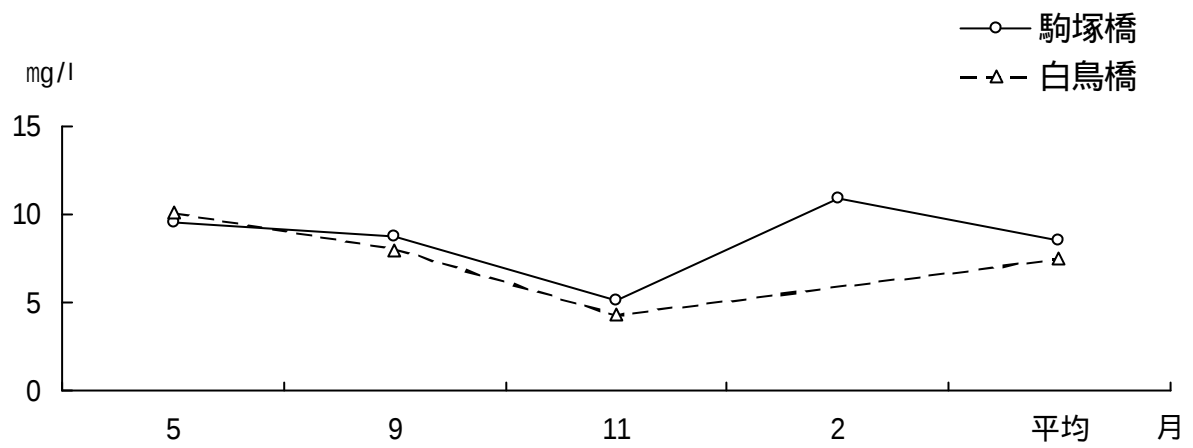
2 . D O



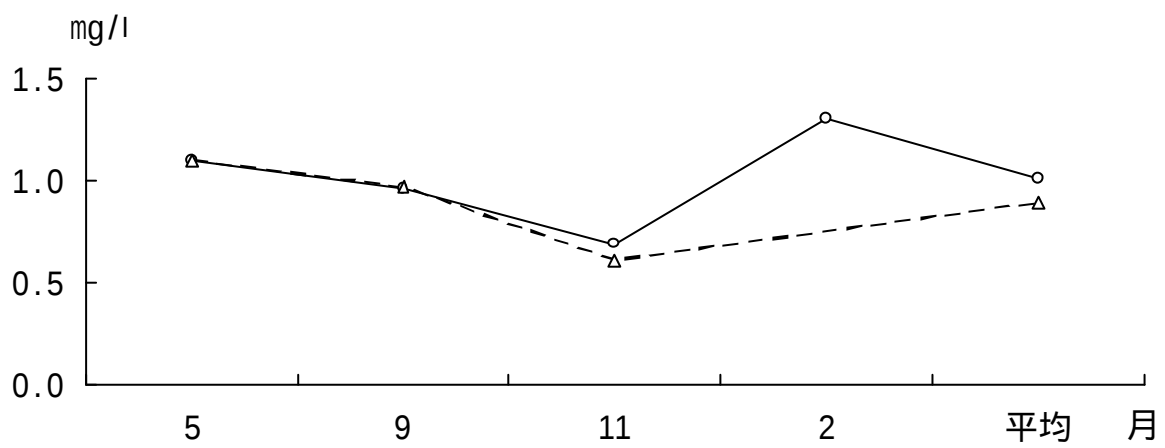
3 . S S



4. 全窒素



5. 全りん



自動車騒音と振動

1. 騒音と振動の現状

自動車交通による騒音・振動は、都内の自動車保有台数の増加や大型車の走行量の増大で、昼夜の別なく道路沿いの住民に少なからぬ被害を与えている。

区内には白山通り、春日通り、本郷通り、不忍通り、音羽通りなどの交通量の多い幹線道路の他、首都高速池袋線が通っている。区では、47年度から毎年区内の主要道路の測定を行っている。15年度は各測定点において、4日間（月曜日10:00～金曜日10:00）連続して自動車騒音測定を行った。また、同一地点で自動車振動の測定も合わせて行った。

自動車騒音及び振動については、騒音規制法、振動規制法により法で決められた限度を超えている場合、公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる。15年度の測定では、騒音については2地点で夜間の要請限度を上回っていた。環境基準

との比較では昼間の2地点及び夜間の1地点が基準以内であった。また、振動については要請限度を超えている地点はなかった。

2. 防止対策

自動車騒音・振動の防止対策は、自動車単体規制の強化とともに、幹線道路の時間区分による交通規制、大型車の走行車線の指定、輸・配送の共同化による交通量の抑制、度重なる工事による道路の段差や凹凸の改善、植樹帯の拡幅、高速道路の防音壁の整備、道路ネットワークの整備による交通流の分散化、交通管制システムの高度化など最近の交通量の増大、都市高速道の拡大に対応する総合的な対策が必要である。

第 - 1 表 自動車騒音振動測定結果

No.	測定場所	道路名	期間	用途地域	車線数	騒音測定値 (デシベル)		振動測定値 (デシベル)		交通量 (台/時)
						昼	夜	昼	夜	
1	本郷5-24-4	国道17号 (本郷通り)	H15. 4.21 ~ 4.25	商業	4	* 73	* 71	32	32	2,320
2	白山2-26-16	都道301号 (白山通り)	5.12 ~ 5.16	商業	8	* 72	* 70	30	27	3,198
3	春日2-9-5	国道254号 (春日通り)	6. 2 ~ 6. 6	商業	4	* 71	* 70	43	41	2,101
4	白山5-18-12	国道17号 (旧白山通り)	10.20 ~ 10.24	近隣商業	2	68	65	35	31	1,021
5	音羽1-22-14	都道435号 (音羽通り)	11.17 ~ 11.21	商業	6	* 74	* 73	32	33	2,265
6	根津1-1-18	都道437号 (不忍通り)	12.15 ~ 12.19	商業	4	70	* 70	42	39	1,370
7	本駒込6-25-5	都道455号 (本郷通り)	H16. 1.19 ~ 1.23	商業	6	* 72	* 70	47	43	1,944
8	本駒込3-22-4	都道455号 (本郷通り)	2.23 ~ 2.27	商業	4	* 73	* 69	27	24	1,710

注) 騒音測定値...等価騒音レベルの4日間のエネルギー平均値(昼:6時～22時,夜:22時～6時)
 環境基準(昼:70デシベル以下,夜:65デシベル以下)
 要請限度(昼:75デシベル,夜:70デシベル)
 振動測定値...80%レンジ上端値の24時間平均値(昼:8時～20時,夜:20時～8時)
 要請限度(昼:70デシベル,夜:65デシベル)
 交通量...昼間平均値
 *印は環境基準を超えたもの

公害防止のための規制指導

区では、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等の規定に基づいて、特定施設・特定建設作業届などの受理および工場設置(変更)認可申請・指定作業場の届出の受理などを行っている。この届出や認可に際しては、申請内容等に公害防止上支障がないかどうかを審査し、問題点がある場合事前に指導を行っている。また、現に公害を発生させている事業所に対しても、規制基準に適合するよう、施設の改善等の指導を行っている。

1. 騒音・振動規制法に基づく規制・指導

騒音規制法および振動規制法では、工場、事業場に設置されて著しい騒音、振動を発生させることの多い施設を「特定施設」、また、建設作業のうち、著しい騒音、振動を発生する作業を「特定建設作業」と定めて、届出を義務づけ、騒音、振動の未然防止を図っている。

(1) 特定施設

騒音規制法および振動規制法で特定施設と定められているのは、印刷機、プレス機、送風機などで、これらを設置

するときは、その30日前までに届け出なければならないことになっている。

この届出があると、規制基準を超える騒音または振動が発生しないかなど、防音、防振対策の審査を行い、これを受理している。

(2) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、くい打・くい抜き機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する建設作業、土木作業を実施する場合には、これらの作業を始める7日前までに、作業の種類・方法・時間などを区に届け出ることを義務づけている。

区では、この届出があると、騒音・振動・粉じんなど周辺に公害を発生させるおそれのある作業かどうか内容を審査し、必要ならばシート養生、防音パネルの設置、使用機械の数の制限・小型機械への変更および作業時間の変更などの対策を取らせ、近隣への公害を発生させないように指導し受理している。

第 - 1 表 騒音・振動規制法に基づく施設別届出件数

特定施設の 種類 法 別		金属 加工 機械	空 気 圧 縮 機 等	圧 縮 機	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	射 出 成 形 機	合 計	特 定 工 場 数
騒 音	設置		6			7		13	562
	廃止					5		5	
	氏名等変更		11					11	
	承継							0	
	数変更							0	
振 動	設置					5		5	355
	廃止					4		4	
	氏名等変更							0	
	承継							0	
	数変更							0	

第 - 2 表 特定建設作業届出件

法別	作 業 の 種 類	届出件数
騒 音	くい打機等を使用する作業	1
	びょう打機を使用する作業	0
	さく岩機を使用する作業	277
	空気圧縮機を使用する作業	2
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	バックホウを使用する作業	7
	トラクターショベルを使用する作業	0
	ブルドーザーを使用する作業	0
	合計	287
振 動	くい打機等を使用する作業	3
	鋼球を使用して破壊する作業	0
	舗装版破砕機を使用する作業	2
	ブレーカーを使用する作業	151
	合計	156

2．東京都環境確保条例に基づく規制・指導

(1) 工場

条例で定められた工場を設け事業活動を行うときは、あらかじめ、工場設置の認可を受けなければならない。また、この設置認可を受けた工場が、公害防止の方法等の内容を変更する場合も、あらかじめ変更の認可を受けなければならない。

条例では工場から発生するばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動および悪臭について、規制基準を定めている。区では、工場の設置および変更認可申請の際、規制基準に適合するよう、各事業所に対し、設備機械の改善・公害防止施設(吸音材・防振ゴム・脱臭装置等)設置等の指導を行っている。

(2) 指定作業場

条例では、工場以外の事業場で、特に公害発生のおそれのある事業場を指定作業場として定めている。

指定作業場に該当する事業場については、設置の際、あらかじめ届出が義務づけられており、またすでに設置している指定作業場が施設の構造等を変更するときにも届出が義務づけられている。

区では、これらの届出に際して、工場の場合と同様、条例の規定に適合するよう指導している。

(3) 指定建設作業

くい打機、掘削機械、振動ランマ等締固め機械等を使用する作業 9 種類について、条例で指定建設作業と定め、騒音、振動、作業時間等の基準を設けている。指定建設作業を実施する場合には、付近の住民に事前に十分説明を行い、基準を守って作業するよう指導している。

(4) アスベスト飛散防止対策

大気汚染防止法及び東京都環境確保条例では、一定規模以上の吹き付けアスベストが施工されている建物の解体工事を行う場合には、石綿含有建物解体工事に係わる施工計画届等の届出を行い、作業は遵守事項を守り実施することや、飛散状況の監視等を義務づけている。

環境対策課では、解体工事着工前にアスベスト含有材料の使用状況を十分調査することを指導し、一定規模以上の

吹き付けアスベストが施工されている場合には、計画届等の提出を求めている。

(5) 深夜営業騒音の禁止

区では、深夜に係る騒音について、営業やカラオケによる近隣への影響を調査し、その公害防止を図るため、各店舗への注意、呼びかけを行っている。

(6) 日常生活

条例では、工場や指定作業場以外に、日常生活に伴って発生する公害に対しても、騒音等の規制基準を定めている。日常生活に起因する騒音等の公害苦情も毎年数多く区に寄せられている。

これらの公害は、機器を設置するときのちょっとした注意や近隣への配慮によって、未然に防げるものも少なくない。中には、条例による規制になじまないものもあり、そうした場合は、住民間の話し合いを基本に問題の解決をはかっている。

3．化学物質の適正管理

条例では、化学物質(58種類)の適正管理に関する条項を平成13年10月1日から施行した。これにより、工場または指定作業場を設置している者であって、「適正管理化学物質」を年間100kg以上取り扱う事業者(適正管理化学物質取扱事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成および提出の義務が生じた。

4．地盤沈下対策

地盤沈下の原因となる地下水揚水に対しては、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」および「東京都環境確保条例」により規制が行われており、それぞれ井戸の規模、規制対象の用途、指定地域について定められている。

文京区では、ストレーナーの位置が500m以深、吐出口の断面積が21c㎡以下としなければならない。また、揚水施設で揚水機の出力が300ワットを超える施設を有する者は水量測定器を設置し、年一回揚水量の記録を報告することが条例により義務づけられている。

第 - 3 表 条例に基づく届出件数

	事 項	(根 拠 条 項)	件 数
工 場	設置認可申請受理	81条	7
	設置認可	81条	7
	設置完成届出受理	84条1項	5
	設置認定	84条2項	4
	変更認可申請受理	82条1項	3
	変更認可	82条1項	3
	変更完成届出受理	84条1項	2
	変更認定	84条2項	2
	氏名等変更届	87条	3
	承継届	88条3項	2
	廃止届	87条	5
	職権による廃止		0
	地下水揚水量報告	97条	3
指 定 作 業 場	設置届	89条	7
	変更届	90条	1
	氏名等変更届	93条で準用する87条	15
	承継届	93条2項で準用する88条3項	1
	廃止届	93条1項で準用する87条	7
	地下水揚水量報告	97条	32
	事故届等	98条	0
そ の 他	石綿建築物解体等工事計画届出	124条1項	23
	地下水揚水施設設置・変更届出	134条4、5項	0
	地下水揚水量報告	135条	41
	受理書の交付	規則83条	8
	大気汚染防止法関係届出	法	53

第 - 4 表 種類別指定作業場数

種 類 別	事 業 場 数
自動車駐車場	281
ガソリンスタンド・液化石油ガススタンド・天然ガススタンド	41
自動車洗車場	6
材料置場	1
青写真の作成用施設	14
めん類製造場	34
豆腐又は煮豆製造場	47
洗濯施設	123
ボイラー	103
ガスタービン等	1
焼却炉	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	8
計	661

第 - 5 表 業種別工場数

業 種	合計
食 料 品 ・ 飲 料 製 造	64
織 維 工 業	2
衣 服 ・ そ の 他	19
木 材 ・ 木 製 品	38
家 具 ・ 装 備 品	34
紙 ・ 紙 加 工 品	54
印 刷 ・ 製 本 関 連	1,103
化 学 工 業	5
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	11
ゴ ム 製 品	3
皮 革 ・ 同 製 品	7
窒 業 ・ 土 石 製 品	14
非 鉄 金 属	2
金 属 製 品	48
一 般 機 械 器 具	21
電 気 機 械 器 具	11
輸 送 用 機 械 器 具	4
精 密 機 械 器 具	60
そ の 他 の 製 造 業	20
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	2
サ ー ビ ス 業	82
そ の 他	26
合 計	1,630

その他の環境対策

1. 光化学スモッグ対策

(1) 光化学スモッグ緊急時の連絡体制

昭和45年7月18日わが国で初めて、オキシダントによる光化学スモッグの被害が杉並区の立正高校を中心にして発生し、その後も各地で続出したため、大きな社会問題となった。

都は、これに対処するため同年8月、光化学スモッグ予報制度を発足させ、昭和47年4月に東京都大気汚染緊急時対策実施要綱を制定した（平成13年4月改訂）。

本区においても、区民が光化学スモッグの被害を受けないう、注意報・警報などの発令を、速やかに区民に知らせるため、「文京区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」（平成14年8月改訂）を制定し、発令時には庁内放送により事態を来庁者に知らせるとともに、区の施設、薬剤師会等の協力により掲示板・掲示幕による周知体制をとっている。

なお、警報・重大緊急報の発令時には、上記の周知方法によるほか、文京区防災行政無線を使用し、周知の徹底を図る。

光化学スモッグ注意報等の発令にあたっては、次の事項の注意を区民に呼びかけている。

- 屋外になるべく出ないようにする。
- 屋外運動はさしひかえる。
- 光化学スモッグの被害を受けたら、文京保健所に連絡する。

(2) 発令状況

平成15年度の東京都全域の注意報及び学校情報の提供回数をみると、東京都全域の注意報発令日数は、8日であった。

文京区を含む地域での発令回数は、5日で14年度と比較すると9日減少した。学校情報の提供は25日となり、14年度と比較すると12日減少となった。なお、15年度の光化学スモッグと思われる被害は12名と14年度比較すると398人の減少であった。なお、文京区における被害届はなかった。

第 - 1 表 光化学スモッグの発令基準及び措置(東京都)

発令区分	光化学スモッグ予報	光化学スモッグ学校情報	光化学スモッグ注意報	光化学スモッグ警報	光化学スモッグ重大緊急報
発令基準	光化学スモッグ注意報等の発令が予想されるかオキシダント濃度が光化学スモッグ注意報に近く悪化が予想されるとき。	(提供基準) オキシダント濃度が0.10ppm以上でその状態が継続又は悪化すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.12ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.24ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。	オキシダント濃度が0.40ppm以上でその状態が継続すると認められるとき。
措置	一般	左記のほか、次のことを注意するよう周知する。 屋外になるべく出ないようにする。 屋外運動は控えるようにする。 被害を受けたひとは、最寄りの保健所に連絡する。			
	工場		燃料使用量を通常使用料の20%程度を削減するよう勧告する。	燃料使用量を通常使用料の40%程度を削減するよう勧告する。	燃料使用量を通常使用料の40%以上を削減するよう勧告する。
	自動車等		当該地域を通過しないよう、協力を求める。		東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく措置を要請する。

第 - 2 表 月別光化学スモッグ注意報発令 ・ 学校情報の提供回数及び被害届出者数

年度 \ 月		4	5	6	7	8	9	10	計	被害届出者数(人)	
										東京都	文京区
13	注意報	0	1(0)	6(4)	13(7)	3(2)	0	0	23(13)	52	0
	学校情報	1(1)	3(1)	9(8)	13(13)	5(4)	0	0	31(27)		
14	注意報	0	1(0)	4(1)	7(7)	7(6)	0	0	19(14)	410	0
	学校情報	0	6(2)	8(3)	9(8)	8(7)	3(2)	3(1)	37(23)		
15	注意報	0	0	0	0	5(3)	3(2)	0	8(5)	12	0
	学校情報	1(0)	3(1)	7(5)	2(1)	8(6)	4(3)	0	25(16)		

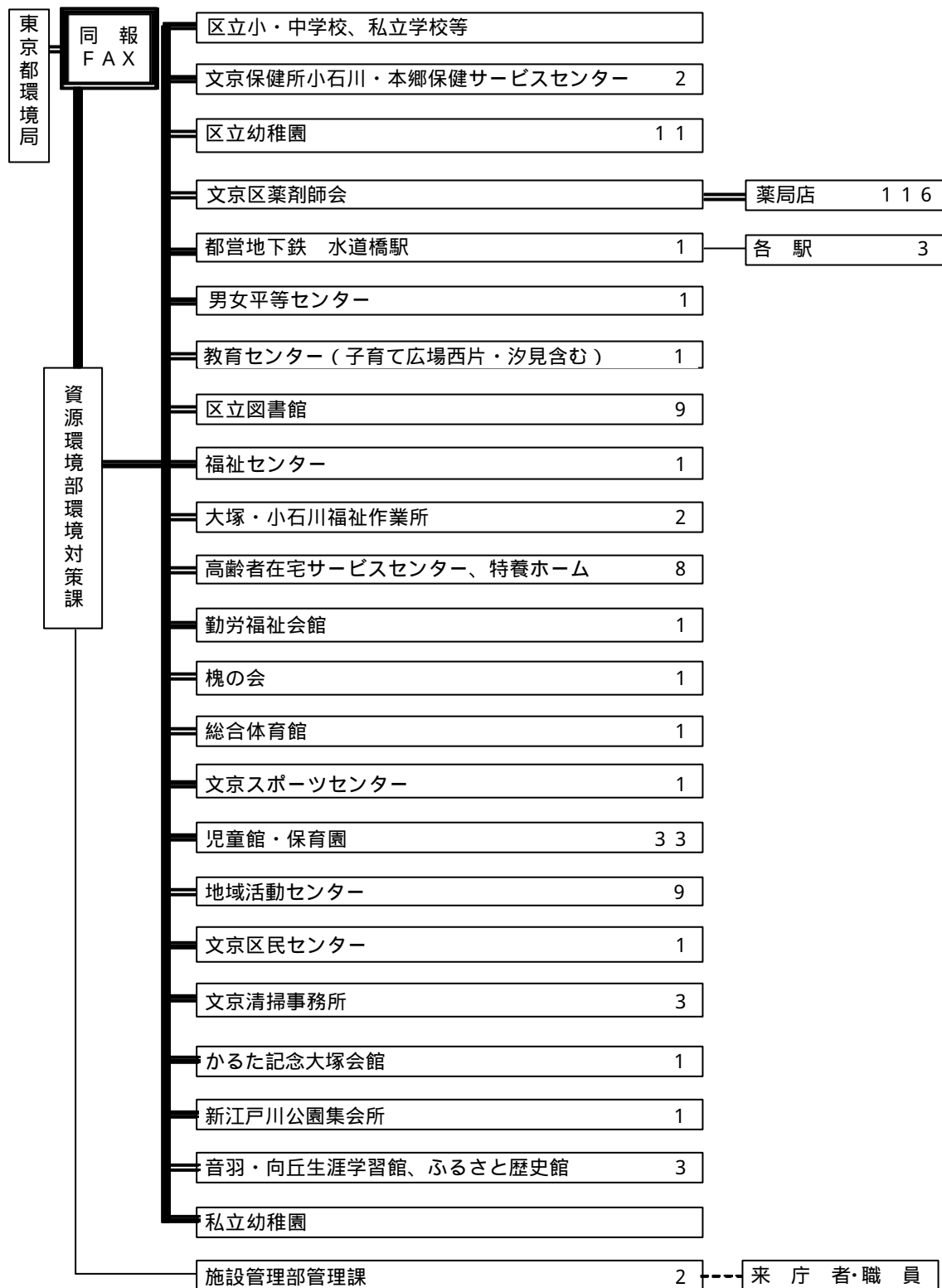
()内は区西部地域の発令回数

第 - 3 表 光化学スモッグ区分別及び年度別発令回数

年 \ 区分	S58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
予報	12	10	7	1	1	1	0	12	9	9	0	0	2	0	0	0	0	5	2	6	2
学校情報	50 (34)	56 (37)	58 (42)	24 (9)	36 (25)	20 (11)	16 (9)	43 (28)	35 (25)	33 (27)	14 (6)	38 (23)	29 (26)	11 (9)	27 (16)	32 (17)	29 (7)	40 (27)	31 (27)	37 (23)	25 (16)
注意報	24 (16)	35 (22)	19 (15)	9 (2)	15 (14)	7 (6)	7 (4)	23 (14)	15 (13)	14 (12)	5 (4)	12 (10)	19 (16)	6 (4)	11 (7)	11 (6)	5 (1)	23 (13)	23 (13)	19 (14)	8 (5)
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 区分のうち、予報、学校情報、注意報、警報は都内全域、()は区西部地域

第 - 1 図 光化学スモッグ緊急時の連絡体制



—— FAXによる連絡 —— 電話連絡 - - - - - 庁内放送

* 数字は標示板又は標示幕の掲示場所の数

2. 啓発・広報活動

(1) 「ぶんきょうの環境」の発行

区の公害の実態と対策をわかりやすく解説し、区民の環境問題に対する意識を高め良好な生活環境をめざすため、昭和45年度より毎年発行している。

(2) 「公害のしおり」の作成

日常生活の中では、ちょっとした注意や隣近所への配慮によって公害を未然に防いだり解決できるものである。

公害のしおりは、日常生活編、工場・指定作業場編、建設作業編とに分かれ、騒音・振動・悪臭などを未然に防ぐ方法をわかりやすく解説したもので、常時、区役所の窓口などに置き公害防止のPRに努めている。

(3) 区の広報紙等によるPR

「区報ぶんきょう」に毎年環境月間特集を掲載している。また、このほか各種環境保全に関する対策を適宜掲載し、区民へ環境問題に対する意識を喚起している。

(4) ポスターコンクール

昭和46年以来毎年、区内中学生を対象に環境保全をテーマにしたポスターコンクールを実施。平成15年度は、作品展として、入選作品52点をシビックセンター内アートサロンで、入賞作品8点を男女平等センターで展示したほか、金賞作品2点をそれぞれ、環境保全ポスター、公害防止ポスターとして作成し、区設掲示板等の区内施設に掲出し、環境保全の啓発活動に努めている。

(5) 環境月間推進事業

我が国では、昭和48年から、国連が定めた6月5日の「世界環境デー」を初日とする一週間を、「環境週間」とし、ついで、平成3年からは、より一層の環境保全に関する国民の認識と行動を促すため、従来の週間を拡大して、6月の一ヶ月を「環境月間」として設定した。

さらに、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて、国、地方公共団体等において、各種の催し等を実施することとされている。

区では、この月間中、環境保全に対する理解を深め、環境問題に対する意識の高揚を図るため、以下の事業を実施した。

環境展示会

開催日 6月27日～28日

場 所 アートサロン（シビックセンター1階）

内 容 「地域の環境パートナーシップ」をテーマに区内の環境団体、企業、学校、行政のパートナーシップ活動事例を紹介した。

環境実習「庁内エコ探検」

開催日 6月27日

場 所 シビックセンター

内 容 総合学習の一環として、小中学生が庁内の雨水利用や屋上緑化など環境配慮施設の見学を行った。

環境実習「東京ドーム周辺のエコ探検」

開催日 6月28日

場 所 東京ドームとその周辺

内 容 東京ドームの中水道施設その他の環境に関連するスポットを見学した。

環境実習講座

「楽しく学んで得するエコ・クッキング」

開催日 6月28日

場 所 茗台生涯学習館

内 容 普段は捨てられてしまう食材の有効利用と省エネ調理方法など、台所から地球環境を考える講義と調理実習を行った。

環境保全ポスターの掲出

期 間 6月2日～9日

場 所 区設掲示板（200箇所）他区内施設

内 容 昨年10月に実施した、環境保全ポスターコンクールの金賞作品のうちの1点をポスターに印刷し、環境保全を呼びかけた。

(6) 環境学習

環境問題に対する意識の高揚を図るため、学習の環境や機会を提供することを目的として区内の親子等を対象に環

境教室を4回実施した。

(7) 歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発事業

平成15年度初めて道路における歩行喫煙及びポイ捨て防止等を図るため、歩行者に対する喫煙マナーの向上等の啓発を推進した。

街頭キャンペーン

ア 実施場所

営団地下鉄丸の内線本郷三丁目駅周辺

イ 実施日時

実施日	1回目	2回目
2月12日(木)	8:00~9:30	11:30~13:00
2月13日(金)	11:30~13:00	16:30~18:00
2月16日(月)	8:00~9:30	11:30~13:00
2月17日(火)	11:30~13:00	16:30~18:00

ウ 実施内容

歩行者に対して歩行喫煙防止等のPRを実施した。

歩行喫煙状況調査

街頭キャンペーン実施前後におけるたばこのポイ捨て状況等を調査した。

ポスター、チラシ、ポケットティッシュの配布

ポスター1,500枚、チラシ4,500枚を区内主要施設及び団体に、またポケットティッシュ5,000袋を街頭キャンペーン時に配布した。

3．東京都環境影響評価条例

環境影響評価制度は、大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査、予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きの仕組みである。

(1) 条例の目的

東京都環境影響評価条例は、環境影響評価及び事後調査の手続きに関する必要な事項を定めており、事業の実施に際して、環境への影響について適正な配慮がされることによって、住民の健康で快適な生活が確保されることを目的としている。

(2) 主な特色

ア 事業者が自らの責任と負担で調査、予測・評価を行うなど、事業者の責任を明確にしている。

イ 環境影響評価書案及び見解書に対する意見書の提出や公聴会での意見陳述など、住民参加の機会をできるだけ多く設けている。

(3) 対象事業

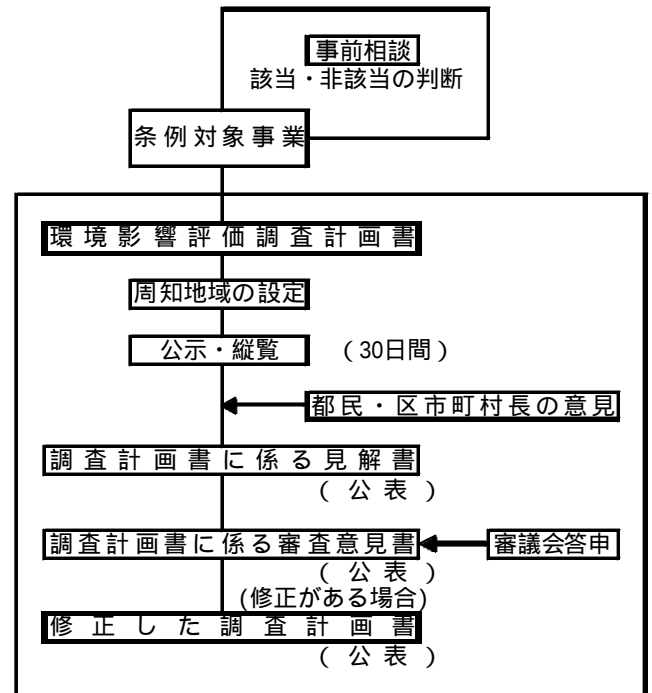
対象となる事業は、道路、鉄道、工場、高層建築物、土地地区画整理事業、土地造成など26種類で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業である。

予測・評価項目

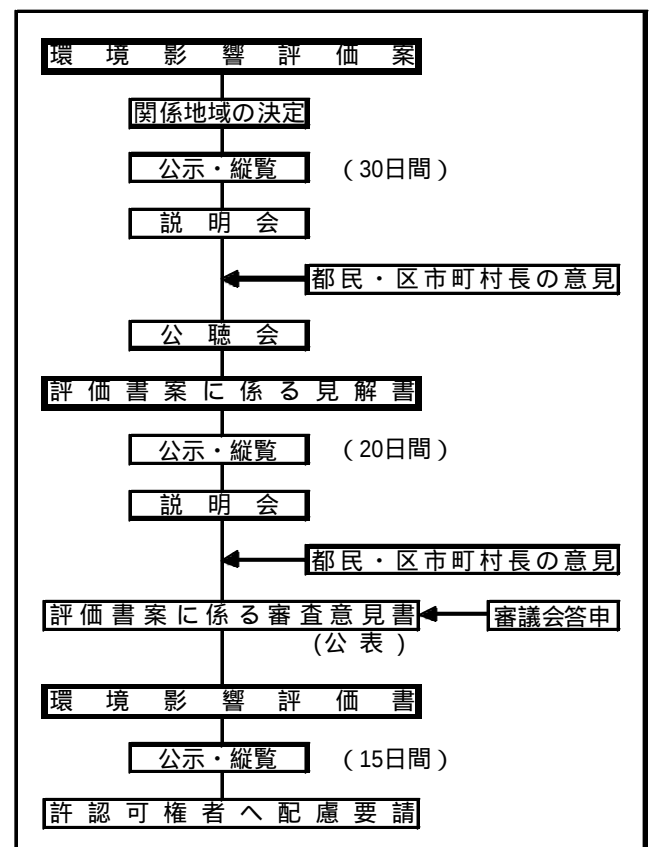
予測・評価項目として大気汚染や水質汚濁などいわゆる典型7公害のほか、日照障害、風害、植物・動物に対する影響など、19項目を定めている。

1 大気汚染	11 植物・動物
2 悪臭	12 日照障害
3 騒音	13 電波障害
4 振動	14 風害
5 低周波音	15 景観
6 水質汚濁	16 史跡・文化財
7 土壌汚染	17 触れ合い活動の場
8 地盤沈下	18 廃棄物
9 地形・地質	19 温室効果ガス
10 水文環境	

第 - 2 図 条例手続きフロー図



(調査・予測・評価)

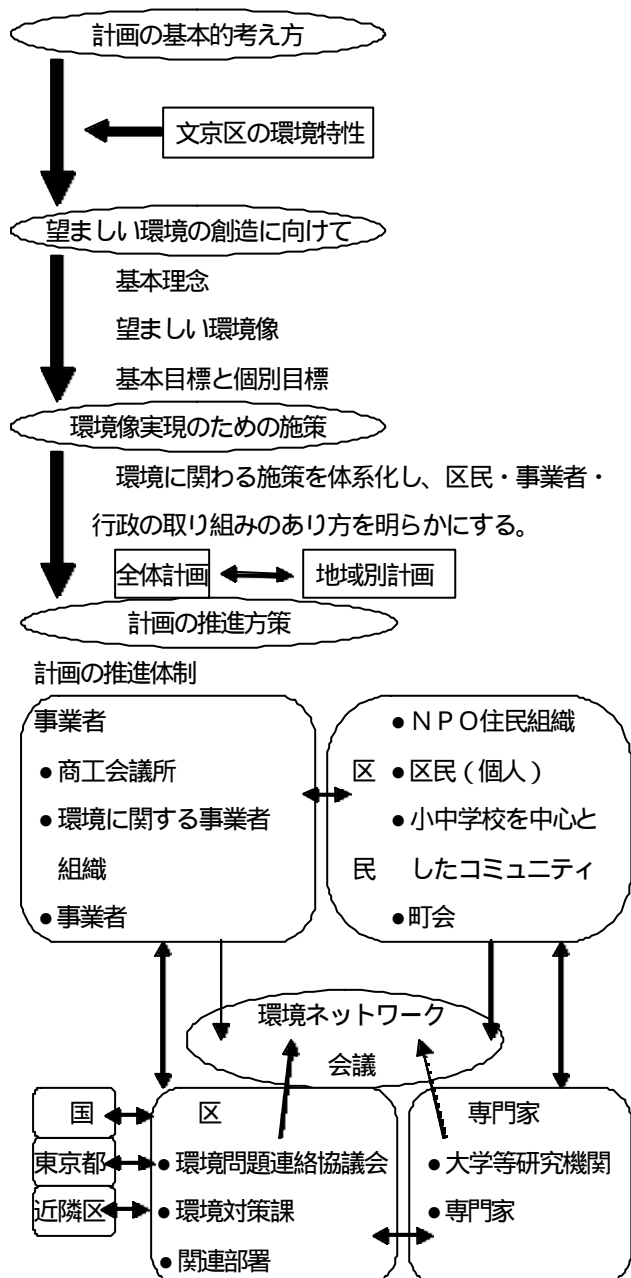


事後調査手続

4. 環境基本計画

文京区では、平成 11 年 3 月、文京区環境基本計画を策定した。この計画は、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへと変えていくこと、さらにはかけがえのない私たちの地球環境を守っていくことを目指しており、その点で、文京区が進めるさまざまな環境に関わる施策や区民・事業者の取り組みについて基本的なあり方を示し、環境を守り創っていく際の「道しるべ」となっている。

(1) 環境基本計画の構成



(2) 基本理念

- 1 環境の重要な要素である地域文化を、より豊かなものにする。
- 2 環境問題への取り組みは、地域的規模で考え、地域の協働により進める。
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らせるように施策を体系化し、総合的に取り組む。

(3) 望ましい環境像

緑と文化を育み継承する、健康で安全な環境都市ぶんきょう

(4) 10 の重点施策の推進

建物及び道路緑化の推進のための取り組み強化

鳥や昆虫の生息空間の創出

[歴史と文化の散歩道] の魅力の一層の向上

交通需要マネジメントに向けた具体的検討

コミュニティ・ゾーンの整備に向けた検討

グリーン購入の推進

文京区の ISO 14000 シリーズなど環境マネジ

メントシステム構築の検討

各種環境調査の実施

学校教育や生涯学習における環境教育の充実

環境ネットワーク会議の設置

(5) 環境ネットワーク会議から環境ネットワーク・文京の設立へ

平成 15 年 1 月に発行された環境ネットワーク会議検討報告書により、区民、民間団体、事業者、行政等のパートナーシップを強化していくためには、区民、環境団体、事業者で構成される自主的な民間ネットワーク組織が必要であり、区はそのような組織を支援すべきであるとの提言がなされた。この理念を実現するために、環境ネットワーク会議の委員を中心にして、特定非営利活動法人「環境ネットワーク・文京」が平成 15 年 5 月に設立された。

環境ネットワーク・文京は、環境月間事業の企画・運営に携わったほか、地域の環境情報誌を隔月で発行した。

(6) 環境保全リーダーフォローアップ講座

環境基本計画に基づき、地域の環境保全活動の核になる人材を養成するため、平成 12 年度から平成 14 年度まで、環境保全リーダー養成講座を開催した。

平成 15 年度は、この講座の受講者を対象に環境保全リーダーフォローアップ講座を実施した。講座では、10 月 25 日に教育の森公園で行われたエコリサイクルフェアにおいて「リサイクル工作」を実施した。

5 . 低公害車

東京都内では、粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）による大気汚染は、深刻化しており、健康被害が懸念されている。

そこで東京都は、「東京都環境確保条例」に基づき、自動車からの排出ガス規制を強化するとともに、「東京都自動車環境管理指針」を定め、事業者の、計画的な低公害車の導入や自動車使用の合理化を図っている。

また、自動車を購入・使用する際には、排出ガスが大幅に少ない低公害なものを導入するよう、七都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）は、窒素酸化物や粒子状物質排出量の少ない自動車を「七都県市指定公害車」として指定し、率先して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨している。

平成 15 年度は 7 台の低公害車を導入するなど、「自動車環境管理計画」に基づき、順次低公害車化を図る一方、東京都の中小企業向け自動車低公害化促進資金制度の紹介など低公害車の普及促進に取り組んでいる。

6 . 土壌汚染

土壌は、環境の重要な構成要因であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質の循環や生態系の維持の要として重要な役割を担っており食料、木材等生産機能、水質浄化等、環境としての土壌が果たしている機能は多様である。

市街地の土壌汚染については、近年工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い汚染物質の漏洩等による汚染が判明する事例が増加している。

土壌汚染については、環境基準はあるが規制基準がない。このため東京都は、13 年度から施行された環境確保条例によって、有害物質取り扱い業者や建築主等に対する土壌調査や、拡散防止措置等の義務づけ等を行った。

資 料

1. 大 気

(1) 環境基準(環境基本法)

	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法またはオゾンを用いた化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはβ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法もしくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスターもしくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

備考

- 1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものを言う。
- 2.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離させる物質、ただし二酸化窒素を除く）を言う。

評価方法

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている。

短期的評価

測定を行った日または時間について、その1日平均値、8時間平均値または1時間平均値を環境基準と比較して評価する。

長期的評価

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)が、環境基準以下の場合は達成、超える場合は達成されていないものと評価する。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(イ) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(98%値)が0.06ppm以下の場合は達成、0.06ppmを超える場合は達成されていないものと評価する。

(2) 燃料規制基準(東京都環境確保条例)

単位：重量比％（硫黄含有率）

規制地区別	既設（昭和51年7月31日以前）			新設（昭和51年8月1日以後）		
	300 ^l / 日以上 500 ^l / 日未満	500 ^l / 日以上 2,000 ^l / 日未満	2,000 ^l / 日 以上	300 ^l / 日以上 500 ^l / 日未満	500 ^l / 日以上 2,000 ^l / 日未満	2,000 ^l / 日 以上
千代田・中央	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1
港・新宿・豊島 渋谷・文京	0.7	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2
台東・墨田・江東	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3
品川・大田	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3
目黒・中野・杉並 練馬・世田谷	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
板橋・北 荒川・足立	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3
葛飾・江戸川	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
武蔵野・三鷹・調布 保谷・狛江	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
その他の市町村	1.0	1.0	0.8	0.8	0.8	0.5

注) 工場等で使用される燃料の硫黄含有率が数値以下であること。

(3) アスベスト(石綿)

特定粉じん排出等作業の石綿その他の特定粉じん飛散防止対策（大気汚染防止法）

建築物解体工事等の石綿飛散防止対策（東京都環境確保条例）

大気汚染防止法に基づく届出

建築基準法に規定する耐火・準耐火建築物を解体、改造、補修する作業

「特定粉じん排出等作業実施届」

1. 当該建築物の延べ面積が500m²以上であり、かつ、解体、改造、補修する部分の特定建築材料の面積が50m²以上であるもの

上記1の用件をみたす場合、作業開始の14日前までに届出

東京都環境確保条例に基づく届け出

石綿含有材料を使用する建築物その他の、建築、解体又は改修工事

「石綿含有建築物解体等工事施工計画届」

1. 当該建築物の延べ床面積が500m²以上あるもの
2. 使用されている吹き付けアスベストの面積が15m²以上あるもの

上記1、2のどちらかの用件をみたす場合、作業開始の10日前までに届出

(4) ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1 pg-TEQ / l 以下	日本工業規格 K0312に定める方法
土 壌	1,000pg-TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 排出ガスのダイオキシン類排出基準

単位：ng-TEQ/m³N

特定施設の種類の	施設の規模	新設する施設の 排出基準	既に設置している施設の排出基準		
			平成12.1.15～ 平成13.1.14	平成13.1.15～ 平成14.11.30	平成14.12.1～
廃棄物焼却炉 *	4 t /時以上	0.1	基準の適用を 猶予	80	1
	2 ～ 4 t /時	1			5
	2 t /時未満	0.5			10
銑鉄製造用焼結炉		0.1		2	1
製鋼用電気炉 *		0.5		20	5
亜鉛回収施設		1		40	10
アルミニウム合金製贈施設		1		20	5

- * 廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m² または焼却能力200kg/時以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準
- ・平成 9 年12月 2 日以降に設置された施設については、新設する施設の排出基準と同一の基準が適用される。
 - ・平成 9 年12月 1 日以前に設置された施設については、平成13年1月14日までの間は、大気汚染防止法により、80ng-TEQ/m³Nの基準が適用される。

(6) 排水のダイオキシン類排出基準

単位：pg-TEQ/l

特定施設の種類	新設する施設	既に設置している施設の排出基準		
		平成12.1.15～ 平成13.1.14	平成13.1.15～ 平成15.1.14	平成15.1.15～
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用の塩素系漂白施設	10	基準の適用を 猶予	10	
塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設				
アルミニウム・同合金製造用の溶解炉、乾燥炉又は焙焼炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			20	10
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設（焼却能力50Kg/時以上）			50	10
P C B分解施設及びP C B洗浄施設				
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設			10	
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設				

(7) ダイオキシン類に係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準(大気汚染防止法)

(単位:ng-TEQ/m³_N)

指定物質排出施設		指定物質抑制基準			
		新 設	既 設		
			平成9年 12月1日 ▼ 平成10年 11月30日	平成10年 12月1日 ▼ 平成14年 11月30日	平成14年 12月1日 以 降
製鋼用電気炉(変圧器定格1,000kVA以上)		0.5	基 準 の 適 用 猶 予	80	5
廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以上または焼却能力200kg/時以上)	200kg/時以上 2,000kg/時未満	5			10
	2,000kg/時以上 4,000kg/時未満	1			5
	4,000kg/時以上	0.1			1

注1)指定物質抑制基準は、排出口における濃度基準として定められています。

注2)用語 TEQ:ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算したもの

ng(ナノグラム):10億分の1gを表わす単位

m³_N(立方メートルノルマル):0、1気圧の状態に換算した気体の体積

(8) 小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱(東京都環境確保条例)

区 分	新設焼却炉	既設焼却炉		
適用年月日	平成10年9月1日以降	平成11年7月1日 ～平成12年3月31日	平成12年4月1日 ～平成14年11月30日	平成14年12月1日以降
ばいじん (g/m ³ _N)	0.15		0.25	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	5	80		10

小型焼却炉:火格子面積が0.5㎡以上(東京都環境確保条例対象)又は同等の能力を持つ焼却炉

東京都環境確保条例により、0.25から0.50g/m³_N

(9) 有害ガス規制基準(東京都環境確保条例)

別表第7号数	有害ガス規制対象物質	基準値(mg/m ³ N)	基準制定年月日	基準施行年月日
1	フッ素及びその化合物	9	S.45.3.3	S.45.4.1
2	シアン化水素	6	S.48.6.1	S.49.3.1
3	ホルムアルデヒド	70	S.47.3.27	S.47.4.1
4	塩化水素	40	S.45.3.3	S.45.4.1
5	アクロレイン	10	S.49.3.30	S.50.1.1
6	塩素	30	S.47.3.27	S.47.4.1
7	臭素及びその化合物	70	S.48.6.1	S.49.3.1
7-2	臭化メチル	200	S.52.3.30	S.52.10.1
8	窒素酸化物	200	S.45.3.3	S.45.4.1
9	フェノール	200	S.49.3.30	S.50.1.1
10	硫酸(三酸化いおうを含む)	1	S.48.6.1	S.49.3.1
11	クロム化合物	0.25	S.45.3.3	S.45.4.1
12	塩化スルホン酸	1	S.49.3.30	S.50.1.1
13	ピリジン	40	S.49.3.30	S.50.1.1
14	スチレン	200	S.49.3.30	S.50.1.1
15	エチレン	300	S.50.10.22	S.51.4.1
16	二硫化炭素	100	S.50.10.22	S.51.4.1
17	クロロピクリン	40	S.50.10.22	S.51.4.1
18	ジクロロメタン	200	H.12.12.22	H.13.4.1
19	1,2-ジクロロエタン	200	H.12.12.22	H.13.4.1
20	クロロホルム	200	H.12.12.22	H.13.4.1
21	塩化ビニルモノマー	100	H.12.12.22	H.13.4.1
22	酸化エチレン	90	H.12.12.22	H.13.4.1
23	ヒ素及びその化合物	0.05	H.12.12.22	H.13.4.1
24	マンガン及びその化合物	0.05	H.12.12.22	H.13.4.1
25	ニッケル及びその化合物	0.05	H.12.12.22	H.13.4.1
26	カドミウム及びその化合物	1	S.47.3.27	S.47.4.1
27	鉛及びその化合物	10	S.47.3.27	S.47.4.1
28	メタノール	これらの物質の 合計が800 ただし ベンゼン100 トリクロロエチレン300 テトラクロロエチレン300 メチルイソブチルケトン200 トリクロロエチレン200 酢酸メチル 酢酸エチル 酢酸ブチル 以上含まれないこと ヘキサシ	S.48.6.1	S.49.3.1
	イソアミルアルコール		S.48.6.1	S.49.3.1
	イソプロピルアルコール		S.48.6.1	S.49.3.1
	アセトン		S.48.6.1	S.49.3.1
	メチルエチルケトン		S.48.6.1	S.49.3.1
	メチルイソブチルケトン		S.48.6.1	S.49.3.1
	ベンゼン		S.48.6.1	S.49.3.1
	トルエン		S.48.6.1	S.49.3.1
	キシレン		S.48.6.1	S.49.3.1
	トリクロロエチレン		S.48.6.1	S.49.3.1
	テトラクロロエチレン		S.48.6.1	S.49.3.1
	酢酸メチル		S.48.6.1	S.49.3.1
	酢酸エチル		S.48.6.1	S.49.3.1
	酢酸ブチル		S.48.6.1	S.49.3.1
	ヘキサシ		S.48.6.1	S.49.3.1

注1) 基準値は、1作業期間の平均の濃度としている。

注2) 基準制定年月日及び基準施行年月日欄は、旧公害防止条例・同施行規則を含め、有害ガス等の規制基準値が最初に定められた日付を掲げた。環境確保条例における有害ガス規制基準は、全ての物質について基準制定H.12.12.22、基準施行H.13.4.1である。

2. 水 質

(1) 環境基準(環境基本法)

人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域および地下水

単位：mg/l

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B
基準値	0.01以下	検出されないこと	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	検出されないこと	検出されないこと
項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン
基準値	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.02以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.03以下
項目	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
基準値	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下
項目	ふっ素	ほう素						
基準値	0.8以下	1以下						

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川(湖沼を除く)

	利用目的の適応性	基 準 値					当該水域
		p H	B O D	S S	D O	大腸菌群数	
A A	水道1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級水浴びおよびB以下の欄に掲げるもの	同	2mg/l以下	同	同	1000MPN/100ml 以下	
B	水道3級、水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	同	3mg/l以下	同	5mg/l以上	5000MPN/100ml 以下	
C	水産3級、工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	同	5mg/l以下	50mg/l以下	同	-	
D	工業用水2級、農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	同	10mg/l以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	同	-	

注) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)

農業用利水点については、pH 6.0以上7.5以下、DO 5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)

(イ) 湖沼(天然湖沼および貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

	利用目的の適応性	基準値					当該水域
		pH	COD	SS	DO	大腸菌数	
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級、水産2級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	同	3mg/l 以下	5mg/l 以下	同	1000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級、工業用水1級、農業用水およびCの欄に掲げるもの	同	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	-	

注) 水産1級、水産2級および水産3級については、当分の間、SSの項目の基準値は適用しない

(ウ) 海域

	利用目的の適応性	基準値					当該水域
		pH	COD	DO	大腸菌数	n - ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1000MPN/ 100ml以下	検出されないこと	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	同	3mg/l 以下	5mg/l 以上	-	同	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	-	-	

東京都内の河川における環境基準水質類型の指定状況

水 域 名	河 川 名	類型
多摩川水域	多摩川上流（１）（和田橋より上流）	A A
	多摩川上流（２）（和田橋から拝島橋まで）	A
	多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C
	多摩川下流（調布堰より下流）	D
	秋川、日原川	A A
	平井川、北秋川、養沢川、城山川、湯殿川、浅川（さいかち堰から上流）	A
	谷地川、浅川（さいかち堰から下流）、大栗川、残堀川、程久保川、南浅川	B
	案内川、三沢川（神奈川県境から上流）	C
	野川、仙川	D
	川口川	E
荒川水域	隅田川	C
	神田川、石神井川、日本橋川、黒目川（埼玉県境から上流）、横十間川、大横川、北十間川、堅川、小名木川、旧中川	C
	新河岸川（埼玉県境から下流）、白子川（埼玉県境から上流）	D
	柳瀬川（埼玉県境から上流）、空堀川	E
	荒川	C
	成木川	A
	黒沢川、霞川（埼玉県境から上流）	B
	中川中流（元荒川合流点から花畑川分岐点まで）	C
	中川下流（花畑川分岐点より下流）	C
	新中川、新川	C
江戸川水域	綾瀬川（古綾瀬川合流点より下流）	E
	江戸川上流（栗山取水口より上流）	A
	江戸川中流（栗山取水口から江戸川水門まで）	B
城南河川水域	江戸川下流（２）（江戸川旧川）	C
	内川	C
	呑川、目黒川、古川	D
鶴見川・境川	立会川	E
	恩田川（神奈川県境から上流）	C
	鶴見川上流（神奈川県境から上流）	D
鶴見川・境川	境川（神奈川県境から上流）	D

3. 騒 音

(1) 環境基準(環境基本法)

(単位：デシベル)

地域の 類型	当 て は め 地 域	地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
			昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一 般 地 域	55以下	45以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一 般 地 域	55以下	45以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	一 般 地 域	60以下	50以下
	これらに接する地先、水面	車線を有する道路に 面する地域	65以下	60以下

(注) 1 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

		昼 間	夜 間
		70デシベル以下	65デシベル以下
備 考	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル		
	2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかわる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。		

(2) 特定工場規制基準(騒音規制法)

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分			
		6 時～8 時	第1種、第2種区域 8 時～19時 第3種、第4種区域 8 時～20時	第1種、第2種区域 19時～23時 第3種、第4種区域 20時～23時	23時～6 時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 AA地域	40	45	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	45	50	45	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55	60	55	50
第4種区域	工業地域	60	70	60	55

(3) 工場・指定作業場の規制基準(東京都環境確保条例)

単位：デシベル

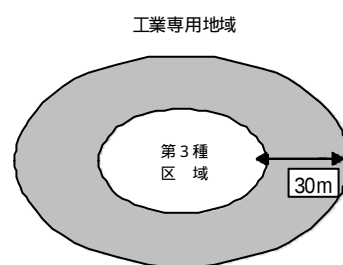
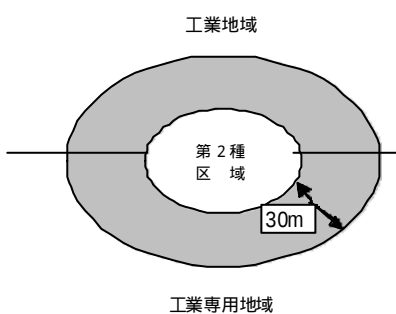
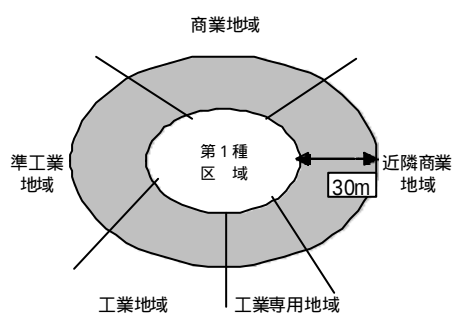
区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分			
		6 時～8 時	8 時～19時	19時～23時	23時～6 時
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	40	45	40	40
	A A 地 域 他				
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 他	45	50	45	45
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第二特別地域	55	60	55	50
第 4 種区域	工業地域 第三特別地域 ・ 他	60	70	60	55

注)

・第1特別地域とは第1種区域に接する下の [] で示す地域

・第2特別地域とは第2種区域に接する下の [] で示す地域

・第3特別地域とは第3種区域に接する下の [] で示す地域



(4) 日常生活に適用する規制基準(東京都環境確保条例)

単位：デシベル

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分			
		6 時～8 時	8 時～19時	19時～23時	23時～6 時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種文教地区 A A 地 域 他	40	45	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 他	45	50	45	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 他	55	60	55	50
第4種区域	商業地域で知事が指定する地域	60	70	60	55

(5) 特定建設作業勧告基準(騒音規制法)

	敷地境界線における音量 (デシベル)	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所における 連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
くい打機 (もんけんを除く) くい抜機またはくい打くい抜機 (圧入式を除く) びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 (定格出力15kw以上)	85	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
バックホウ (定格出力80kw以上) トラクターショベル (定格出力70kw以上) ブルドーザー (定格出力40kw以上) コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上) アスファルトプラント (混練重量200kg以上)					
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態緊急作業 ロ. 生命、身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保 ニ. 道路法による道路占用許可条件及 び道交法による道路使用許可条件 夜間(休日)指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要があ る場合		イ. ロ. ハ. ニ	イ. ロ	イ. ロ. ハ. ニ. ホ	

- 注) 1、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。
- 2、2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。
- 3、この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

(6) 指定建設作業勧告基準(東京都環境確保条例)

基準の内容 建設作業の種類	敷地境界線における音量 (デシベル)	作業時間 1号区域 (2号区域)	1日における 延べ作業時間 1号区域 (2号区域)	同一場所における 連続作業期間 1号区域 (2号区域)	日曜・休日における作業
穿孔機を使用するくい打設作業	80	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
インパクトハンマーを使用する作業					
コンクリートカッターを使用する作業 1					
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 1					
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ラム その他これらに類する締固め機械を使用する作業 1					
コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業 3	7時～21時 (6時～23時)				
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。）					
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体又は破壊する作業 2	85	7時～19時 (6時～22時)			
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態緊急作業 ロ. 生命、身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保 ニ. 道路法による道路占用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間（休日）指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ヘ. 商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合		イ.ロ.ハ.ニ	イ.ロ	イ.ロ.ハ.ニ. ホ.ヘ	

(注) 1、 1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機を使用する作業を除く。

3 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。

2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等のおおむね80m以外の区域。

3、この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。

(7) 自動車騒音要請限度(騒音規制法)

単位：デシベル(等価騒音レベル)

区 域 の 区 分	当 て は め 地 域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時から22時)	夜間(22時から翌6時)
a 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1 車 線	65	55
		2 車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区 域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車 線	65	55
		2 車線以上 近接区域	75	70
c 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車線以上 近接区域	75	70

注)

- ・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた車道端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

4. 振 動

(1) 特定工場等の規制基準(振動規制法)

単位：デシベル

	区 域	時間の区分	敷地境界線における基準	備考 振動規制法対象施設（特定施設）
工場等の振動	第1種区域	昼 8時～19時	60	金属加工機械 圧縮機 土石・鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 織機（原動機を用いるものに限る） コンクリートブロックマシン等 木材加工機 印刷機 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 合成樹脂用射出成形機 鋳造型機
		夜 19時～8時	55	
	第2種区域	昼 8時～20時	65	
		夜 20時～8時	60	

注）1. 第1種区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定めのない地域。

2. 第2種区域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。

(2) 工場等の規制基準（東京都環境確保条例）

単位：デシベル

	区 域	該 当 地 域	時間の区分	敷地境界線における基準
工場 指定作業場 日常生活	第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種住居低層専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	8時～19時	60
		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域	19時～8時	55
	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時～20時	65
			20時～8時	60

(3) 道路交通振動要請限度(振動規制法)

区 域	該 当 地 域	時間の区分	公安委員会への要請基準
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	8時～19時	65
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域	19時～8時	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時～20時	70
		20時～8時	65

(4) 特定建設作業勧告基準(振動規制法)

基準の内容 建設作業の種類	敷地境界線における振動 (デシベル)	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所における 連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業 1					
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破碎機を使用する作業 1					
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態緊急作業 ロ. 生命、身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保 ニ. 道路法による道路占用許可条件および道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合		イ. ロ. ハ. ニ		イ. ロ	イ. ロ. ハ. ニ. ホ

注) 1、 1：作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係わる二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域。

3、2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。

4、この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

(5) 指定建設作業勧告基準(東京都環境確保条例)

基準の内容 建設作業の種類	敷地境界線における振動(デシベル)	作業時間	1日における延べ作業時間	同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	1号区域 (2号区域)	
圧入式くい打機、油圧式くい抜機又は穿孔機を使用するくい打設作業	70	7時～19時 (6時～22時)	10時間以内 (14時間以内)	6日以内 (6日以内)	禁 止
ブレーカー(手持式のものを除く。)以外のさく岩を使用する作業 1					
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 1					
空気圧縮機(原動機の定格出力が15kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力に使用する作業を除く。)	65				
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ラムその他これらに類する締固め機械を使用する作業 1	70				
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体又は破壊する作業 2	75				
作業時間等の適用除外項目 イ. 災害その他非常事態緊急作業 ロ. 生命、身体危険防止作業 ハ. 鉄軌道正常運行確保 ニ. 道路法による道路占用許可条件及び 道交法による道路使用許可条件夜間 (休日)指定の場合 ホ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ヘ. 商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合		イ. ロ. ハ. ニ	イ. ロ		イ. ロ. ハ. ニ. ホ. ヘ

- 注) 1、 1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機を使用する作業を除く。
- 3 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。
- 2、1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等のおおむね80m以外の区域。
- 3、この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。

5 . 土 壌

土壌の汚染に係る環境基準(環境基本法)

項 目	環 境 基 準 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1mg 以下であること。

6．地盤沈下

(1) 建築用地下水揚水規制(建築用地下水の採取の規制に関する法律)

規 制 地 域	ストレーナーの位置	吐出口の断面積	備 考
足立・葛飾・江戸川	650m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下	建築物用地下水とは、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、浴室の床面積の合計が150m ² を超える公衆浴場の用に供する地下水をいう。
板橋・北・荒川・墨田・江東・練馬	550m以深		
千代田・中央・港・新宿・文京・台東・豊島・渋谷・中野・杉並・足立(荒川右岸)・江戸川(荒川右岸)	500m以深		
世田谷・目黒・大田・品川	400m以深		

(2) 地下水揚水規制(東京都環境確保条例)

規制地域	ストレーナーの位置	吐出口の断面積	備考
練馬	550m以深	6cm ² を超え21cm ² 以下	工場用 (工業用地下水)
千代田・中央・港・新宿・文京・台東・豊島・渋谷・中野・杉並・田無・小平・武蔵野・小金井・保谷・三鷹・東村山・清瀬・東久留米・東大和・武蔵村山	500m以深		
世田谷・目黒・大田・品川・八王子・多摩・町田・日野・立川・国分寺・府中・福生・調布・狛江・国立・昭島・稲城・羽村・瑞穂	400m以深		
武蔵野・三鷹・小金井・保谷・他7市	500m以深		指定作業場用 (建築物用地下水)
八王子・多摩・町田・日野・他10市1町	400m以深		

7．深夜営業

深夜営業規則(東京都環境確保条例)

規制区域 と時間	第1種区域、第2種区域の周囲20m以内の区域(午後11時より翌日午前6時の間)	
	第1種区域及びその周囲20m以内の区域	第1種区域及びその周囲20m以内の区域以外の区域
規制対象 飲食店 喫茶店	深夜営業禁止	酒類又は飲酒のための場所を提供しなければ営業可
ガソリンスタンド 液化石油ガススタンド ボーリング場 バッティングセンター スイミングプール ゴルフ練習場 材料置場	深夜営業(作業)制限	

注) 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

第2種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

索引

あ

空き地の管理	6
--------	---

か

化学物質の適正管理	38
-----------	----

環境基本計画

環境基本計画の構成	47
-----------	----

基本理念	47
------	----

望ましい環境像	47
---------	----

10の重点施策の推進	47
------------	----

環境ネットワーク会議から環境ネットワーク・文京の 設立へ	47
---------------------------------	----

環境保全リーダーフォローアップ講座	48
-------------------	----

環境行政のあらまし

事業概要	2
------	---

主な事業	3
------	---

環境調査結果

二酸化窒素環境調査	21
-----------	----

交差点環境調査	23
---------	----

酸性雨調査	27
-------	----

神田川の概略	30
--------	----

神田川の水質	30
--------	----

く

苦情受付の状況	6
---------	---

苦情処理の考え方	6
----------	---

苦情処理の状況	6
---------	---

苦情の現状	6
-------	---

け

啓発・広報活動	44
---------	----

「ぶんきょうの環境」の発行	44
---------------	----

「公害のしおり」の作成	44
-------------	----

区の広報紙等によるPR	44
-------------	----

ポスターコンクール	44
-----------	----

環境月間推進事業	44
----------	----

環境学習	44
------	----

歩行喫煙とポイ捨て防止に関する啓発事業	45
---------------------	----

こ

公害防止のための規制指導	37
--------------	----

光化学スモッグ対策

光化学スモッグ緊急時の連絡体制	41
-----------------	----

発令状況	41
------	----

し

自動車騒音と振動

騒音と振動の現状	36
----------	----

防止対策	36
------	----

地盤沈下対策	38
--------	----

常時測定結果

窒素酸化物	8
-------	---

オキシダント	13
--------	----

浮遊粒子状物質	15
---------	----

二酸化硫黄	17
-------	----

一酸化炭素	19
-------	----

資料

大気	49
----	----

水質	54
----	----

騒音	57
----	----

振動	63
----	----

土壌	66
----	----

地盤沈下	67
------	----

深夜営業.....	67
-----------	----

す

水質調査

定期水質調査.....	30
神田川水系合同水質調査.....	31

そ

騒音・振動規制法に基づく規制・指導

特定施設.....	37
特定建設作業.....	37
総 説	1
その他の環境対策	41

た

大気汚染対策

窒素酸化物対策.....	28
オキシダント対策.....	28
浮遊粒子状物質対策.....	28
二酸化硫黄.....	28
一酸化炭素.....	29
その他の大気汚染物質.....	29
大気汚染調査の概要	8
大気汚染の現状	8

て

低公害車	48
------------	----

と

東京都環境影響評価条例

条例の目的.....	46
主な特色.....	46
対象事業.....	46

東京都環境確保条例に基づく規制・指導

工場.....	38
指定作業場.....	38
指定建設作業.....	38
アスベスト飛散防止対策.....	38
深夜営業騒音の禁止.....	38
日常生活.....	38
土壤汚染	48

ふ

文京区の概要

自然的背景.....	1
歴史的背景.....	1
人口推移.....	1
産 業.....	1
道 路.....	1



文京区 資源環境部 環境対策課

写 真（おもて表紙）	区立第十中学校	安 藤 麻 衣	{	平成 15 年度環境保全ポスター
（う ら表紙）	区立第五中学校	渡 辺 航 太		コンクール金賞作品